

資料1

食品循環資源の再生利用等の促進に関する 法律の施行状況



平成30年10月

農林水産省・環境省

1. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 及び現行基本方針

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）の概要

（平成12年制定〔平成19年改正〕）

○目的

- 食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程に応じて生じた「くず」等の食品廃棄物等について、①発生抑制と減量化、②飼料や肥料等への利用、熱回収等の再生利用

○主務大臣による基本方針の策定

- 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向
- 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標 等

○再生利用等の促進

- 主務大臣による判断基準の提示（省令）
 - ・ 再生利用等を行うに当たっての基準
 - ・ 個々の事業者毎の取組目標の設定
 - ・ 発生抑制の目標設定 等
- 主務大臣あてに食品廃棄物等発生量等の定期報告義務（発生量が年間100トン以上の者）
- 事業者の再生利用等の円滑化
 - ・ 「登録再生利用事業者制度」によるリサイクル業者の育成・確保
 - ・ 「再生利用事業計画認定制度」による優良事例（食品リサイクル・ループ）の形成

○指導、勧告等の措置

- 全ての食品関連事業者に対する指導、助言
 - ・ 前年度の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の者に対する勧告・公表・命令・罰金（取組が著しく不十分な場合）

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法） <参照条文>

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（抜粋）

第二章 基本方針等

（基本方針）

第三条 主務大臣は、食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量（以下「食品循環資源の再生利用等」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、政令で定めるところにより、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

二 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

三 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項

四 環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

五 その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを改定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを改定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第百七十六号） 抜粋

（基本方針）

第三条 法第三条第一項の基本方針は、おおむね五年ごとに、主務大臣が定める目標年度までの期間につき定めるものとする。

○食品リサイクル法に基づく基本方針（平成27年7月策定）の概要

- ✓ 食品リサイクル法に基づき、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、おおむね5年ごとに基本方針を策定。

1. 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

- ・ 食品廃棄物等の発生抑制を優先的に取り組んだ上で、食品循環資源について再生利用等を実施。
- ・ 食品循環資源の再生利用手法の優先順位について、飼料化、肥料化、その他の順とすることを明確化。

2. 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

- ・ 再生利用等実施率目標（～平成31年度） 食品製造業95%、食品卸売業70%、食品小売業55%、外食産業50%

3. 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項

【発生抑制】

- ・ 食品関連事業者の食品廃棄物等の発生抑制目標値を設定
- ・ 国は、食品ロスの発生状況をより実態に即して把握し、食品ロスの削減にかかる取組を数値化すること等により国民に対して実施を働きかけ。
- ・ フードチェーン全体で食品ロス削減国民運動を展開。

【再生利用等】

- ・ 食品廃棄物等多量発生事業者は国に再生利用等の実施状況を都道府県別にも報告することとし、国はこれらを整理・公表。
- ・ 地域における再生利用事業者の把握及び育成並びに地方公共団体を含めた関係主体の連携による計画的な食品循環資源の再生利用等を促進。
- ・ 関係者のマッチングの強化によるリサイクルループの形成を促進。
- ・ 登録再生利用事業者の食品廃棄物等の適正な処理を確保するため、登録の基準を追加するとともに、登録再生利用事業者への指導・監督を強化。

○ 判断基準省令の主な内容

(食品循環資源の再生利用等の実施の原則)

- 食品廃棄物等の発生を可能な限り抑制する。
- 食品循環資源の全部又は一部のうち、再生利用を実施することができるものについて、飼料の原材料として利用することができるものについては可能な限り飼料の原材料として利用し、飼料の原材料として利用することができないものであって肥料の原材料として利用することができるものについては可能な限り肥料の原材料として利用する。
- 再生利用を実施することができないものであって、熱回収を実施することができるものについては、可能な限り熱回収を実施する。
- 食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等の実施に当たっては、その再生利用等を阻害しない範囲において、食品廃棄物等の不適正な処理（食品廃棄物等を食用に供するために譲渡することを含む。以下同じ。）を防止するため適切な措置を講ずるものとする。

(食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標)

- 食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等の実施に当たっては、毎年度、当該年度における食品循環資源の再生利用等の実施率（付録第一の算式によって算出される率をいう。）が同年度における基準実施率（付録第二の算式によって算出される率をいう。）以上となるようにすることを目標とする。

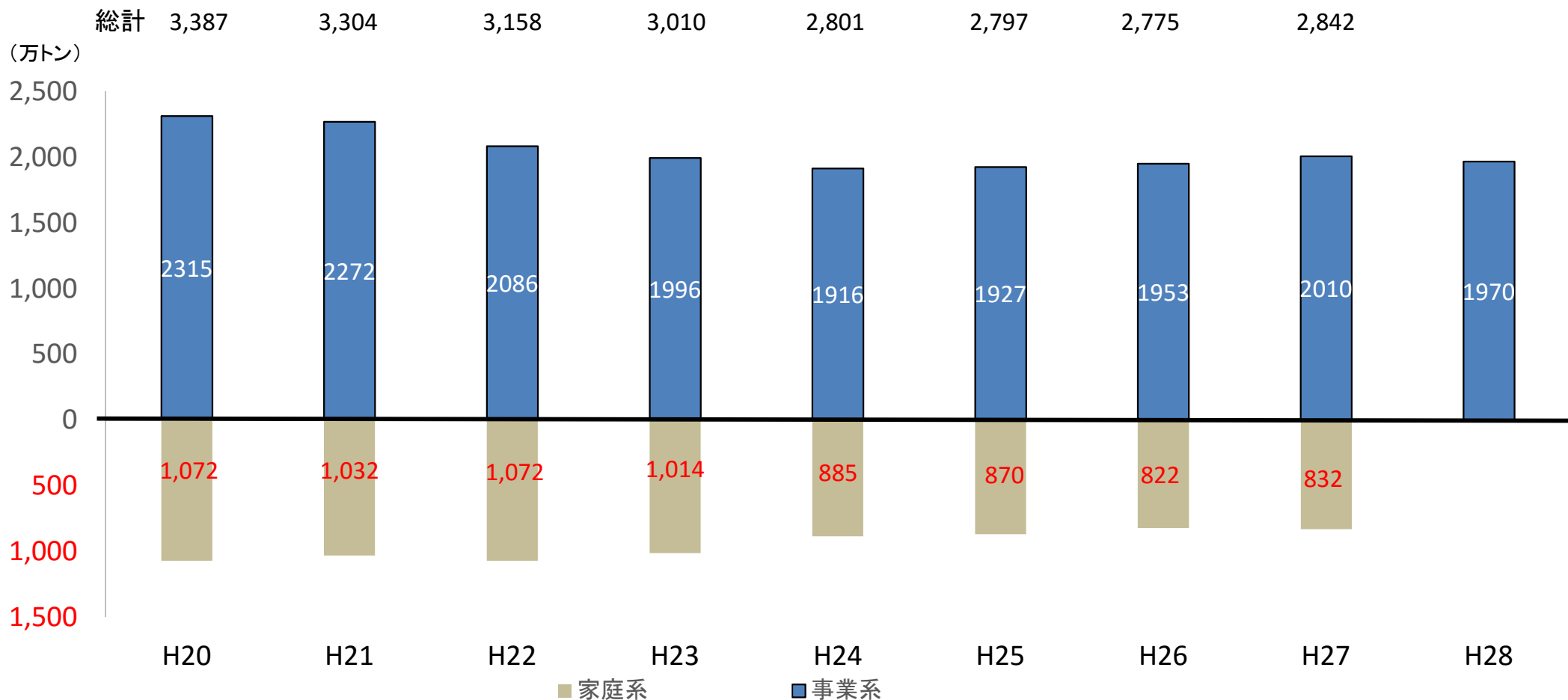
(食品廃棄物等の発生の抑制)

- 食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を促進するため、主務大臣が定める期間ごとに、当該年度における食品廃棄物等の発生原単位（付録第三の算式によって算出される値をいう。）が主務大臣が定める基準発生原単位以下になるよう努めるものとする。

2. 食品廃棄物等の発生状況及び発生抑制の 取組（食品ロスの削減を含む）

○食品廃棄物等の発生状況の推移

✓ 食品廃棄物等の総量は、平成20年度から2割近く削減されているが、近年は横ばい傾向。



注1 家庭系廃棄物は、一般廃棄物の排出及び処理状況の調査等を基に推計

注2 H30年10月時点でH28年度分は事業系の数値のみ

○食品廃棄物等の発生抑制目標値一覧

- ✓ 食品関連事業者にとって、食品廃棄物等の発生抑制は、取り組むべき最優先事項であることから食品リサイクル法に基づく努力目標として「発生抑制の目標値」を設定。
- ✓ 事業規模に関係なく発生抑制状況を確認できるよう、売上高、製造量など、一定の基準値（発生抑制目標値）として業種ごとに設定。（設定業種31業種、未設定業種44業種）
- ✓ 発生抑制を促進するため、食品関連事業者は、下表の数値以下にすることが努力義務とされている。

■ 発生抑制の目標値【目標値の期間：平成26年4月1日～平成31年3月31日】

業種	基準発生原単位	業種	基準発生原単位	業種	基準発生原単位												
肉加工品製造業	113kg/百万円	そう菜製造業	403kg/百万円	その他の飲食店	108kg/百万円												
牛乳・乳製品製造業	108kg/百万円	すし・弁当・調理パン製造業	224kg/百万円	持ち帰り・配達飲食サービス業（給食事業を除く。）	184kg/百万円												
水産缶詰・瓶詰製造業	480kg/百万円	食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものに限る。）	14.8kg/百万円	結婚式場業	0.826kg/人												
野菜漬物製造業	668kg/百万円	各種食料品小売業	65.6kg/百万円	旅館業	0.777kg/人												
味そ製造業	191kg/百万円	菓子・パン小売業	106kg/百万円	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;"> <p style="text-align: center;">【目標値の期間：平成27年8月1日～平成32年3月31日】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>基準発生原単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の畜産食料品製造業</td> <td>501kg/t</td> </tr> <tr> <td>食酢製造業</td> <td>252kg/百万円</td> </tr> <tr> <td>菓子製造業</td> <td>249kg/百万円</td> </tr> <tr> <td>清涼飲料製造業（コーヒー、果汁など残さが出るものに限る。）</td> <td>429kg/t</td> </tr> <tr> <td>給食事業</td> <td>332kg/百万円</td> </tr> </tbody> </table> </div>		業種	基準発生原単位	その他の畜産食料品製造業	501kg/t	食酢製造業	252kg/百万円	菓子製造業	249kg/百万円	清涼飲料製造業（コーヒー、果汁など残さが出るものに限る。）	429kg/t	給食事業	332kg/百万円
業種	基準発生原単位																
その他の畜産食料品製造業	501kg/t																
食酢製造業	252kg/百万円																
菓子製造業	249kg/百万円																
清涼飲料製造業（コーヒー、果汁など残さが出るものに限る。）	429kg/t																
給食事業	332kg/百万円																
しょうゆ製造業	895kg/百万円	コンビニエンスストア	44.1kg/百万円														
ソース製造業	59.8kg/t	食堂・レストラン（麺類を中心とするものに限る。）	175kg/百万円														
パン製造業	194kg/百万円	食堂・レストラン（麺類を中心とするものを除く。）	152kg/百万円														
麺類製造業	270kg/百万円	居酒屋等	152kg/百万円														
豆腐・油揚製造業	2,560kg/百万円	喫茶店	108kg/百万円														
冷凍調理食品製造業	363kg/百万円	ファーストフード店	108kg/百万円														

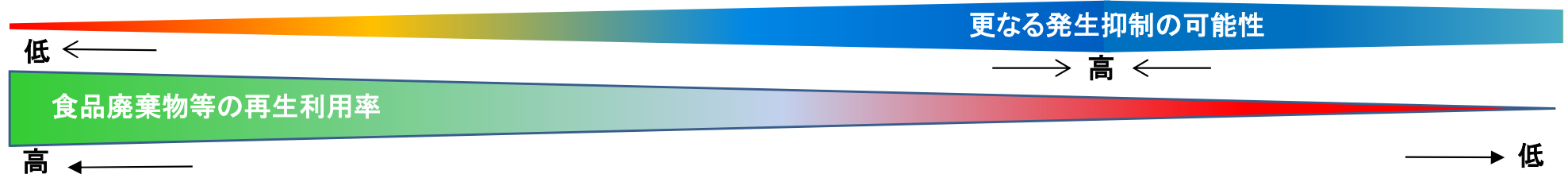
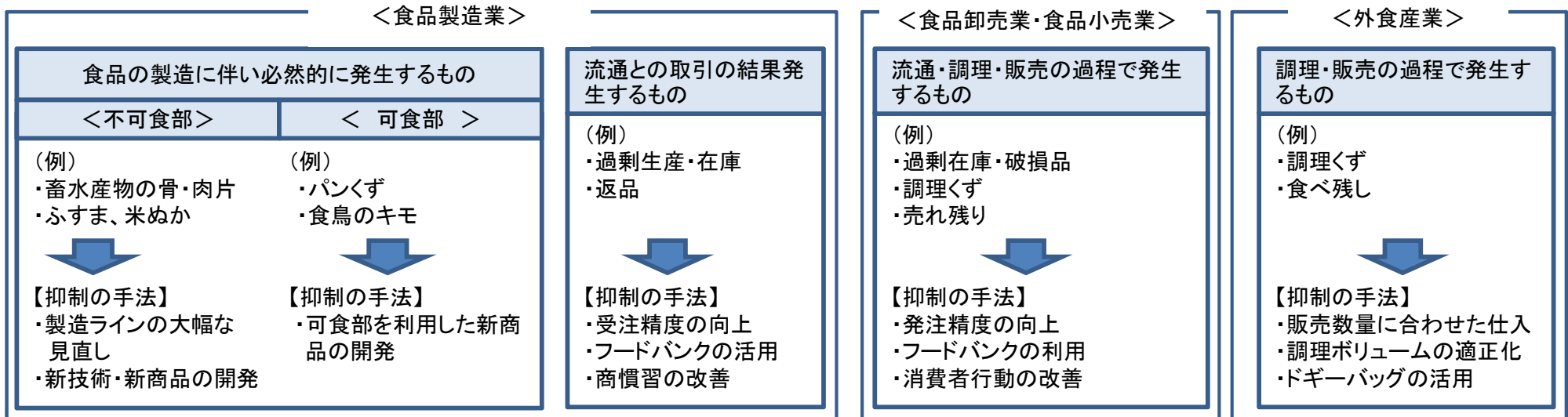
○発生抑制目標値を設定する業種の考え方

✓ 食品製造業では、魚のあらや果汁の搾り粕等、食品の製造に伴い必然的に発生する不可食部の食品廃棄物等が発生量の大半を占め、発生抑制の手法が限定的。このため、発生抑制目標値の設定が食品製造の制限に直結。また、これらの不可食部には、飼料用等の商品として有価で取引されているものが多く、発生の抑制自体がなじまない。

＜具体例：動物性油脂製造業＞

- ・ 食肉産業から発生する食肉残さから、油脂(ラード等)を製造する際、副産物として肉粉が発生。
- ・ 肉粉が不可食部に該当するが、ほぼ全量、ペットフード原料として販売。

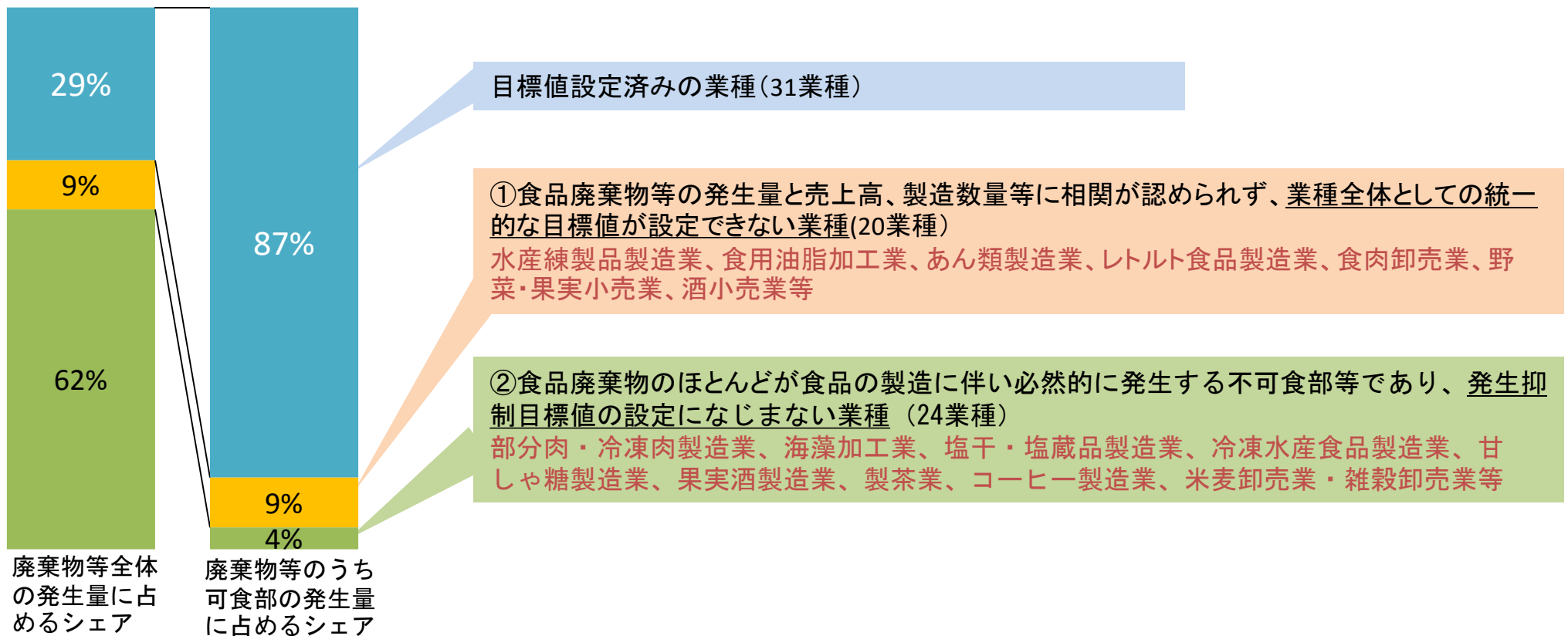
✓ このため、発生抑制の可能性・重要性が高い可食部を食品廃棄物として多く排出している業種（日配品等の食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）で、かつ、必要なデータがそろった業種について目標値を設定。



○発生抑制目標値を設定した業種の食品廃棄物等発生量

- ✓ 食品廃棄物等のうち、特に発生抑制の重要性が高い可食部の発生量を、業種別に推計すると、発生抑制目標値設定済みの業種（31業種）からの発生量が全体の約9割。
- ✓ 目標を設定していない業種(44業種)のうち、
 - ① 20業種は、食品廃棄物等の発生量と売上高、製造数量等に相関が認められず、業種全体としての発生抑制目標値が設定できないもの。
 - ② 24業種は、食品廃棄物等のほとんどが食品の製造に伴い必然的に発生する不可食部等であり、発生抑制目標値の設定になじまないもの。

○食品廃棄物等の発生量に占めるシェア※

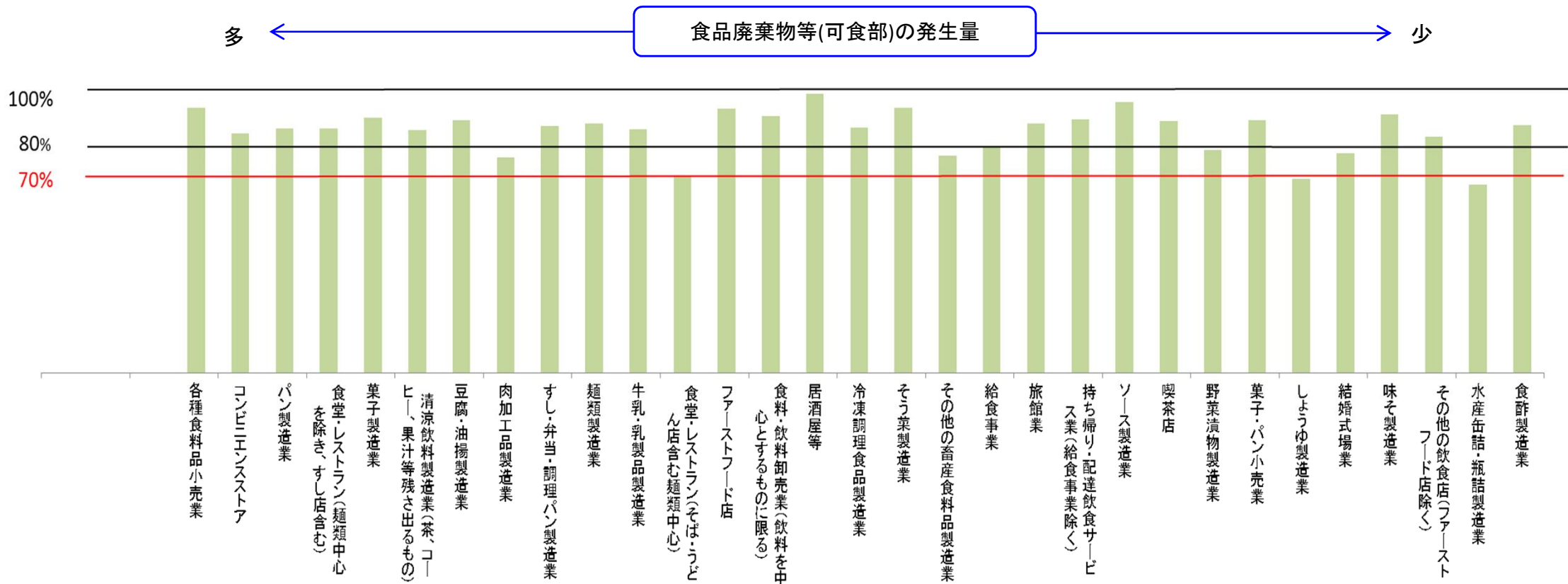


※28年度定期報告と、可食部と不可食部の割合に関するアンケート調査の結果から推計。定期報告対象業者に該当業者がない沿海旅客海運業と、アンケートの回答が得られなかった内陸水運業及び酒小売業は集計に含まれていない。

○発生抑制目標値の達成状況

- ✓ 発生抑制目標値を設定した業種（31業種）の事業者ごとの目標達成状況を見ると、平成28年度の時点で80%以上の事業者が目標を達成した業種が23業種。
- ✓ 目標値を設定していない業種のうち、
 - ① 業種全体としての統一的な目標値が設定できない業種については、業界の自主的な取組を促すとともに、食品廃棄物等に関する定期報告も活用して、個別事業者ごとの発生抑制状況を注視しているところ。
 - ② 発生抑制目標値の設定になじまない業種については、発生抑制には限界があることから、再生利用の更なる推進に努めるよう働きかけ。

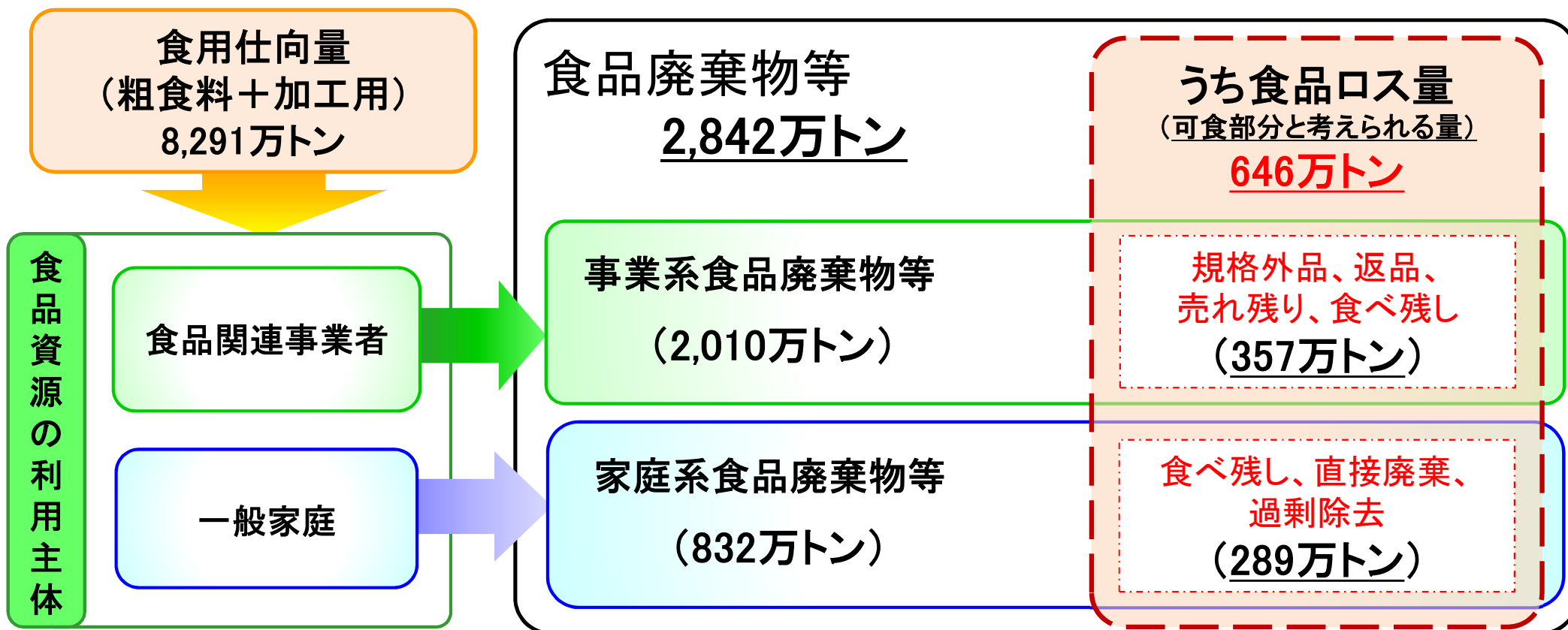
○目標を達成した事業者の割合※



※平成28年度定期報告から算出。

○食品廃棄物に占める可食部（食品ロス）

- 「食品ロス」 = 本来食べられるのに捨てられる食品
- 我が国の食品廃棄物等※は年間2,842万トン、うち食品ロスは646万トン

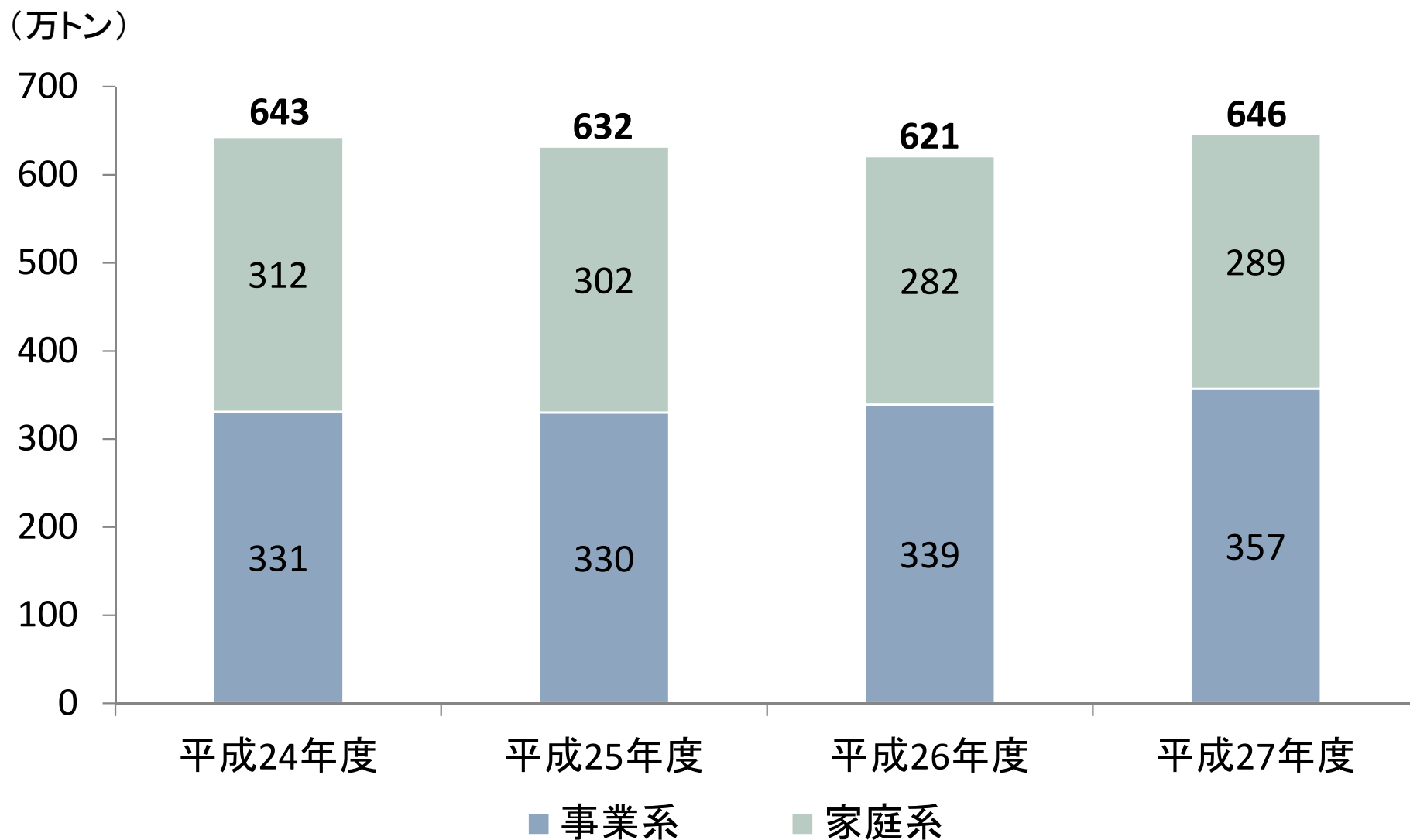


※ 飼料等として有価で取引されるものや、脱水等による減量分を含む

資料: 農林水産省及び環境省「平成27年度推計」

○我が国の食品ロス量の推移

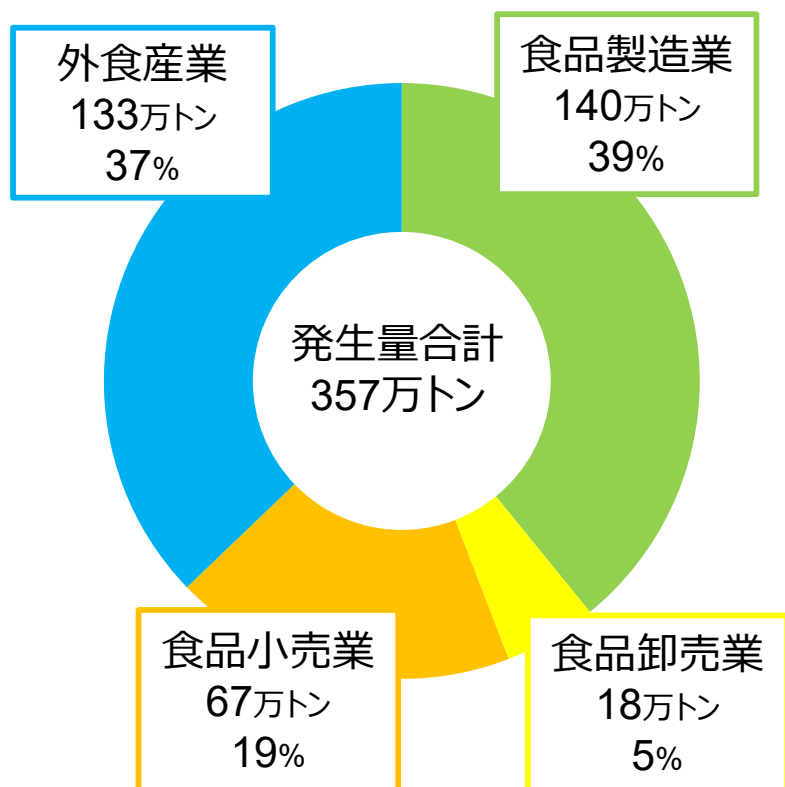
✓ 平成24年度より、食品ロス量の詳細な推計を行っており、推移は約600万トン前半で横ばい。



○食品ロスの発生状況と発生要因（事業系）

- ✓ 食品産業から発生する食品ロスの量は357万トン。
- ✓ このうち外食産業が37%、食品小売業が19%と流通の川下が多い。
- ✓ 食品廃棄物発生量全体に占める可食部の割合は、製造業で8%と低い一方、外食産業では67%と高い。

事業系食品ロスの業種別内訳（平成27年度）



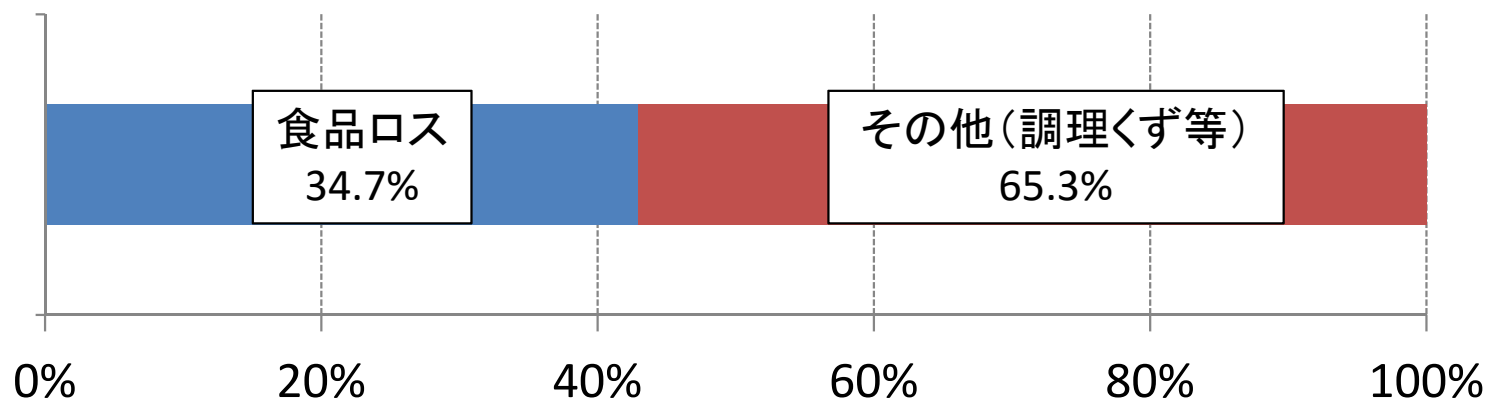
事業系食品廃棄物等及び食品ロスの業種別内訳（平成27年度）

	食品廃棄物等の発生量 (万トン)	うち可食部(万トン) (食品廃棄物に占める割合)
食品製造業	1,653	140(8%)
食品卸売業	29	18(62%)
食品小売業	128	67(52%)
外食産業	200	133(67%)
食品産業計	2,010	357(18%)

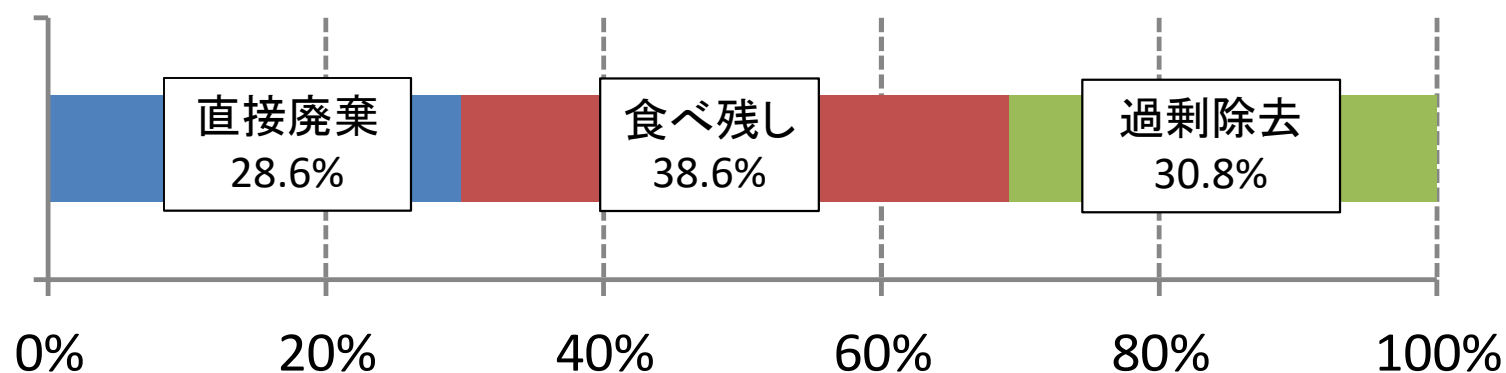
○食品ロスの発生状況と発生要因（家庭系）

- ✓ 家庭から発生する食品廃棄物（生ごみ）のうち、約35%が食品ロス。
- ✓ 家庭からの食品ロスは、直接廃棄（手つかず食品）、食べ残し、過剰除去に分類され、食べ残し、過剰除去、直接廃棄の順に多くなっている。

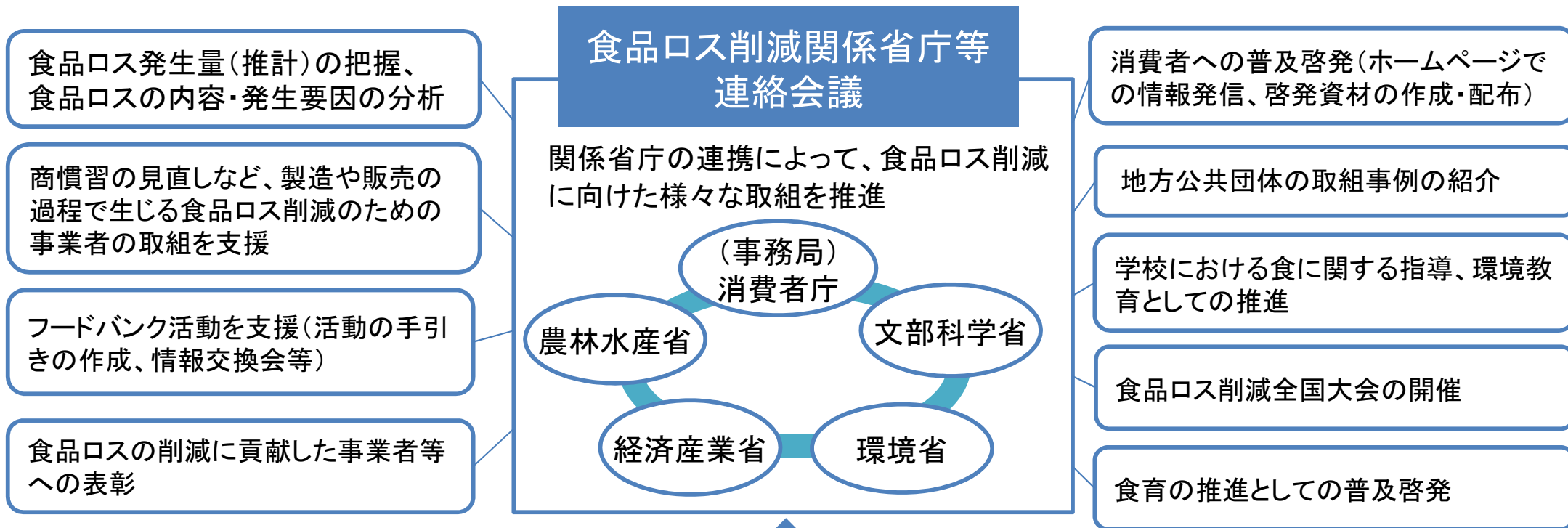
①家庭系食品廃棄物中の食品ロスの割合（平成27年度）（出典）環境省資料



②家庭系食品ロスの内訳（平成27年度）（出典）環境省資料



○食品ロス削減に向けた政府の体制・取組（概要）



食品ロス削減に向けた国民運動の展開

～NO-FOODLOSS プロジェクト～



(平成25年12月、ロゴマーク(ろすのん)を決定)

○食品ロス削減に関する国内外の目標



2015年9月の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択

ターゲット12.3

2030年までに、

- (1) 小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、
- (2) 収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

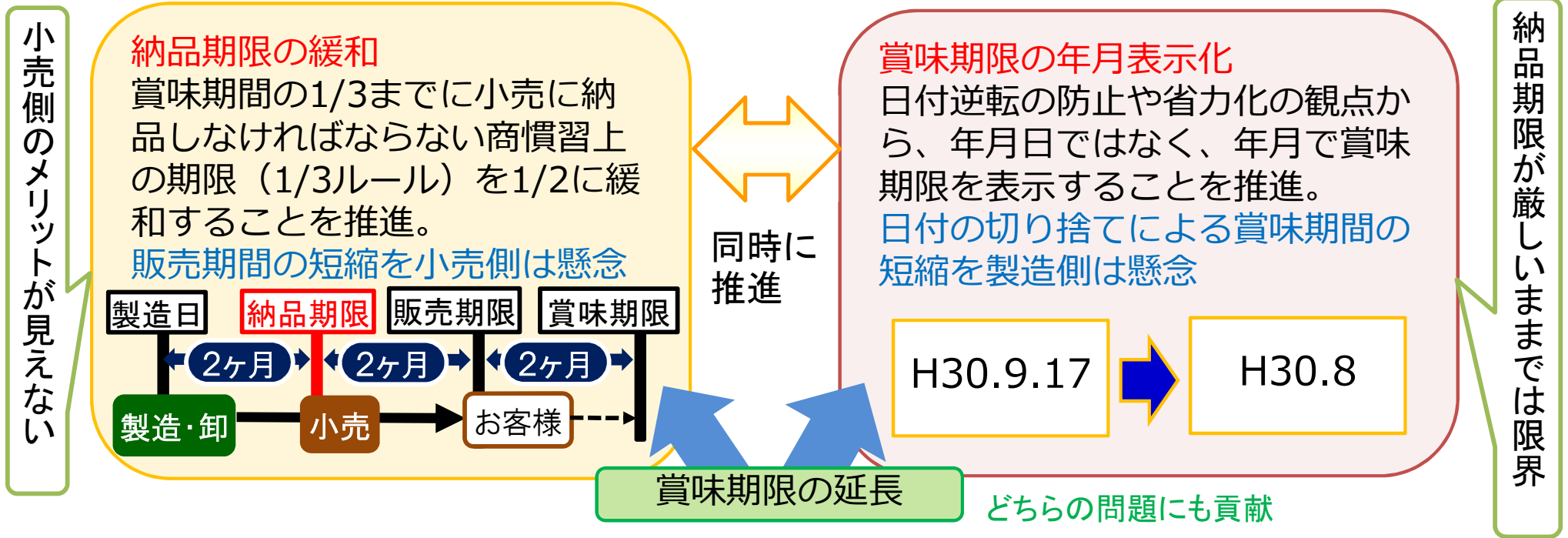
各国の目標の策定状況は以下のとおり。EUや英国では、不可食部を含めて食品ロスとしているが、飼料化等された食品廃棄物については、食品ロスとみなさないこととされるなど、定義と削減手法が各国によって異なる。

	目標	削減対象	設定年
EU	食品廃棄物を2014年比で2025年までに30%、 <u>2030年までに同50%削減</u>	サプライチェーン全体を対象 不可食部を含む	2017年
英国	<u>2025年までに一人当たり食品廃棄物を2015年比20%削減</u>	生産、加工、流通、サービス、 家庭を対象。不可食部を含む	2016年
仏国	サプライチェーンにおける食品ロス（food loss）を <u>2025年までに2013年比50%削減</u>	サプライチェーン全体を対象 可食部のみ	2013年
米国	<u>2030年までに食品ロス・廃棄（food loss and waste）を半減</u>	サプライチェーン全体	2015年

我が国では、本年6月に閣議決定された第4次循環型社会形成推進基本計画において、SDGsを踏まえた家庭から発生する食品ロスを2000年度比で2030年度までに半減する目標を設定するとともに、事業系についてもSDGsを踏まえた目標を、今後食品リサイクル法の基本方針において設定することを記載。

○ 1 / 3ルール等商慣習の見直し

- ✓ 過剰在庫や返品等、製造業・卸売業・小売業に跨がる課題についてはフードチェーン全体で解決する必要。農林水産省は、平成24年度に「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」を設置し、その取組を支援。常温流通の加工食品については、「納品期限の緩和」「賞味期限の年月表示化」「賞味期限の延長」を三位一体で推進。
- ✓ 納品期限については、清涼飲料と賞味期間180日以上菓子について、大手の総合スーパー、コンビニエンスストアを中心に見直しが進んでいるが、今後は、取り組む企業や品目の拡大が必要。



	食品製造業	食品卸売業	食品小売業
納品期限緩和	○ (無駄な製造や在庫数量の減少)	-	× (販売期間の短縮)
賞味期限の年月表示化	△ ((+) 在庫管理の効率化) ((-) 賞味期間が最大1ヶ月短縮)	○ (在庫管理の効率化)	○ (品出し業務等の効率化)

○これまでの取組

農林水産省

実証実験 (2012年度～)
食品ロス削減のための商慣習検討WT
 ・実務者レベルでの検討
 ・販売期間、家庭内在庫期間の実態調査
 ・物流センター・店舗での実証 など

両省連名

局長通知文 (2017年5月)
 小売業等への納品期限緩和の依頼
 両省共同で主要10団体への発出と
フォローアップを実施。

経済産業省

普及啓発 (2011年度～)
製・配・販連携協議会
 ・経営トップ層への啓発 (総会)
 ・返品削減実態調査 (WG)
 ・手引書、チェックリスト等を策定
 ・業界団体への説明会活動 など

結果

納品期限見直し取組企業 (H24年度→H29年度、取組企業の年間売上業態別シェア)

食品スーパー	1社→ 8社	シェア 6%
総合スーパー	0社→ 10社	シェア80%*
コンビニ	1社→ 7社	シェア91%

※主要14社のうちの割合

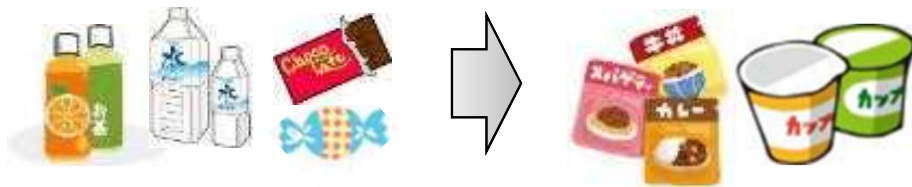
結果

(H25年度→H29年度)
 返品率 0.81%→**0.47%**
返品額 866億円→562億円 35%漸減

○今後の取組

納品期限見直し**対象業種、品目の拡大**

- ・地方のスーパー、小売店に拡大
- ・清涼飲料と賞味期間180日以上菓子 + 他のカテゴリーへ拡大



業界団体を通じ**加盟社以外への普及啓発**

- 【小売】・新日本スーパーマーケット協会
 ・日本スーパーマーケット協会
 ・日本チェーンストア協会
 ・日本チェーンドラッグストア協会
 ・日本フランチャイズチェーン協会
- 【卸売】・全国化粧品日用品卸連合会
 ・日本医薬品卸売業連合会 大衆薬卸協議会
 ・日本加工食品卸協会
 ・全国菓子卸商業組合連合会 などが候補



食品ロス(返品)により生じる物流、保管、廃棄コストの削減

経済産業省と農林水産省で連携し、効率よく推進。

○食品ロスの削減に役立つ容器包装

キッコーマン食品(株) 鮮度保持

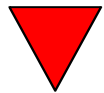
いつでも新鮮シリーズ



2011年8月から

〈 容器包装の改善 〉

- ボトルを2重構造にすることにより、開栓後もしょうゆに酸素が触れず高い保存性を実現。
- 押し加減により、少量から多量まで注ぎ出しの調整が可能。



〈 食品ロス削減 〉

- 開封後の内容物酸化による劣化を抑制し、しょうゆの鮮度を90日間保持。
- ボトルを絞ることにより、しょうゆを最後まで注ぎ出せるようになり、ボトル内の残渣が減少。

佐藤食品工業(株) 賞味期限の延長

サトウの切り餅、サトウのまる餅



2016年9月から

〈 容器包装の改善 〉

- 切り餅・まる餅の個包装に酸素を吸収し、水分蒸散を抑えるハイバリアフィルムを採用。
- 個包装内の酸素をフィルムが吸収しつつ、外部からの酸素の進入を防止するとともに、餅の水分を保持。



〈 賞味期限の延長 〉

- 酸化を防ぎ、水分を保持することで、つきたて食感を長く保ち、賞味期限を15か月から24か月に延長。

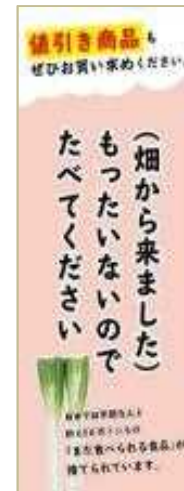
〈 3R等 〉

- 従来の鮮度保持剤が不要となり、分別排出をし易くした。

○小売店頭での消費者への呼びかけ

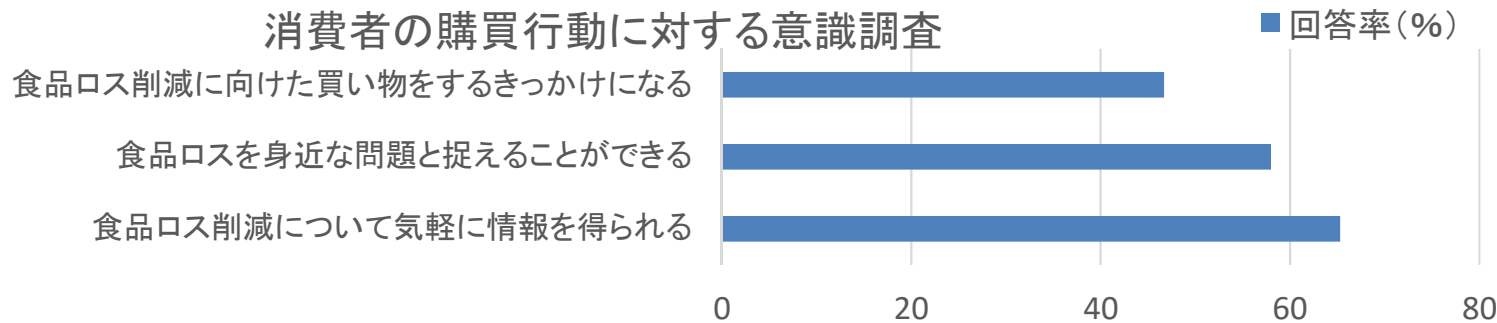
- ✓ 消費者の過度な鮮度志向や購買行動が食品ロスにつながることもある→消費者がすぐに行動に移せる小売店頭で、呼びかけを行うことが重要。
- ✓ 大手流通業者と連携して、店頭における消費者への啓発資材による食品ロス削減効果を実証。アンケート調査では、半数近くの消費者が食品ロス削減に向けた買い物をするという反応。

○国の普及啓発資材の例



○京都市の取組
「広告に気付いて購入する気になった」と答えた人が13%

消費者の購買行動に対する意識調査



○食品スーパーの取組
ウジエスーパー（宮城県）

○飲食店等における「食べ残し」対策に取り組むに当たっての留意事項

- ✓ 外食産業で発生する食品ロスの量133万トンは、事業系食品ロスの約4割に相当。
- ✓ 外食店等と協力して食品ロス削減に取り組む地方自治体が増えており、食べ切りの促進や、料理の持ち帰りの呼びかけも行われている。
- ✓ こうした状況を受け、消費者庁、農林水産省、環境省、厚生労働省の連名で、「飲食店等における「食べ残し」対策に取り組むに当たっての留意事項」を衛生的な観点を含め作成し、外食関係団体や地方公共団体等へ通知（平成29年5月16日）。

留意事項の概要

1. 食べきりの促進

【消費者の方へ】

- ・小盛り、小分けメニューの活用
- ・自身の適正量に見合った注文
- ・年齢層、男女比等に配慮したメニュー選択
- ・30・10運動の実施

【飲食店の方へ】

- ・小盛り、小分けメニューの採用
- ・料理を出すタイミングや客層に応じた工夫の実施
- ・幹事との食事量の調整
- ・食べきりへのインセンティブの付与

2 食べ残し料理の「持ち帰り」は自己責任の範囲で

【消費者の方へ】

- ・帰宅後に加熱が可能なものを量を考えて持ち帰る
- ・自ら料理を詰める場合は清潔な容器等を使用
- ・帰宅まで時間がかかる場合は持ち帰らない
- ・持ち帰った料理は帰宅後速やかに食べる

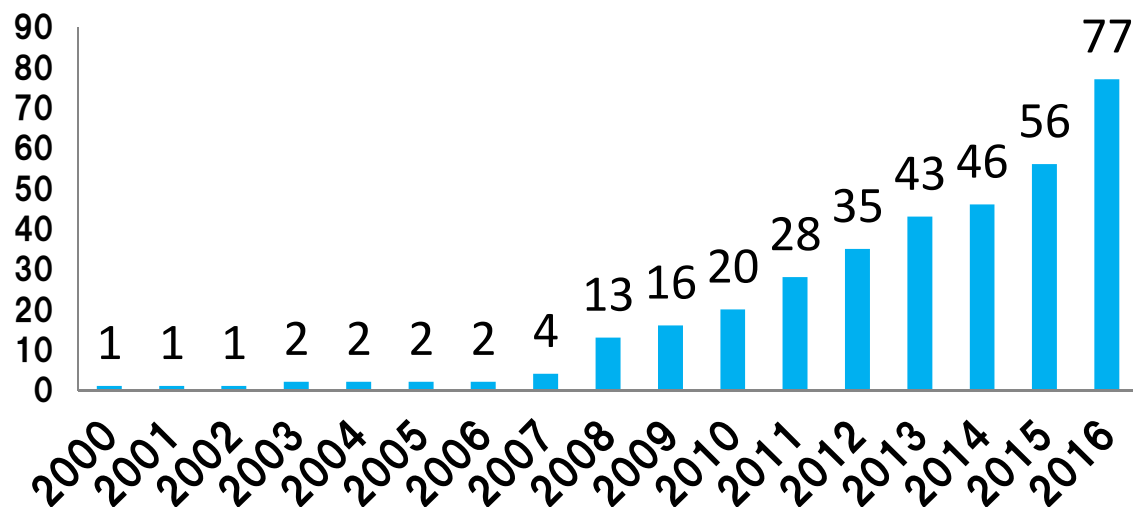
【飲食店の方へ】

- ・衛生上の注意事項を十分に説明
- ・十分に加熱された食品を提供
- ・清潔な容器や箸などを使って詰める
- ・外気温が高い場合、持ち帰り休止か保冷剤の提供

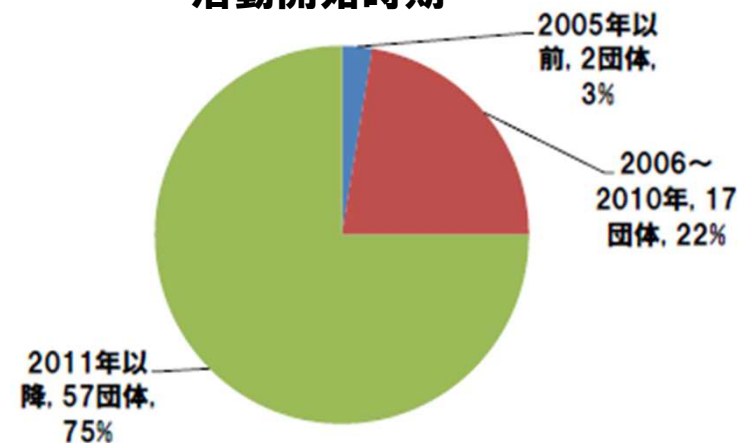
○未利用食品の有効活用に向けた取組（フードバンク活動）

- ✓ 生産・流通・消費などの過程で発生する未利用食品を食品企業や農家などからの寄付を受けて、必要としている人や施設等に提供する取組。
- ✓ 米国では既に約50年の歴史があるが、我が国では、2000年代から活動が行われており、2010年代に入り団体数が増加。
- ✓ 食品衛生やトレーサビリティを確保することによって、フードバンク活動の信頼性向上を図るため、手引きを作成。（2016年11月公表、2018年9月改正）

国内のフードバンク活動団体数



活動開始時期



資料：公益財団法人流通経済研究所「国内フードバンクの活動実態把握調査」（平成29年3月 農林水産省委託事業）

手引きの主な内容

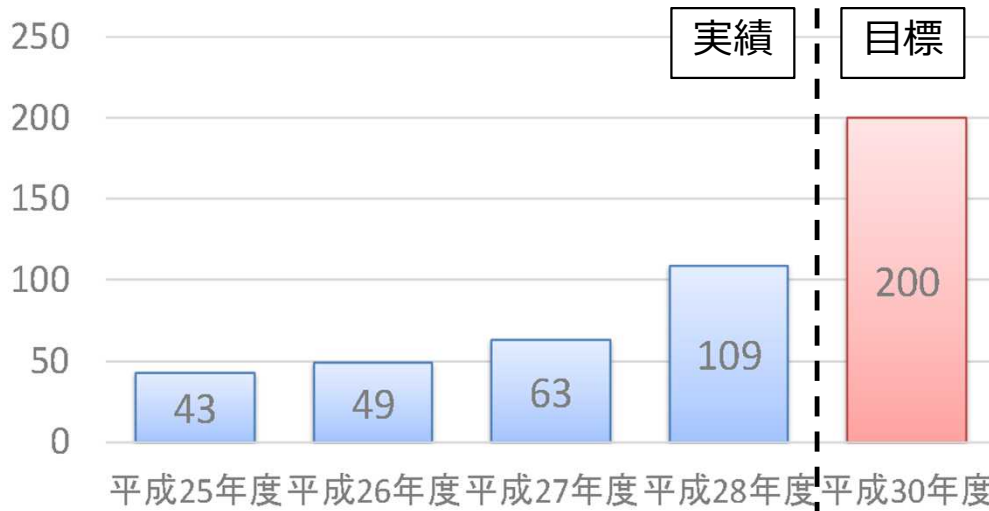
- ①食品の提供又は譲渡における原則
- ②関係者におけるルールづくり
- ③提供にあたって行うべき食品の品質・衛生管理
- ④情報の記録及び伝達

○地方公共団体の食品ロス削減の取組（実態把握について）

- ✓ 平成28年1月に策定した「廃棄物処理法の新たな基本方針」において、家庭から排出される食品ロスの発生量を調査している市町村数を、平成30年度に200市町村に増大させる目標を設定。
- ✓ 地方公共団体での実態把握に向け、調査に係る費用の支援のほか、マニュアルや動画で調査手順を解説。

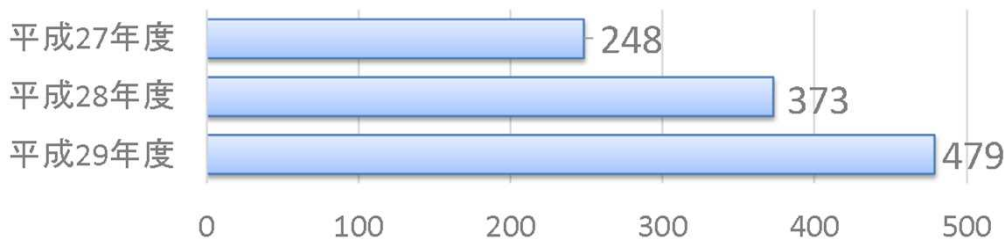
①食品ロスの発生量を調査している市町村数の推移

（出典）環境省資料



②食品ロス削減を一般廃棄物処理計画等に位置づけている市町村数の推移

（出典）環境省資料



③環境省による調査支援（平成29年度～）

財政的支援

- 支援対象
平成29年度：15市町村、平成30年度：15市町村
- 支援内容
調査にかかる金額上限50万円

技術的支援

- 家庭系廃棄物から厨芥類を分類し、含まれる食品ロスを把握する方法について手順書を作成するとともに動画で解説。



「実施計画の検討」、「調査の実施」、「結果のとりまとめ」の3つに分けて解説。合計約15分

○地方公共団体の食品ロス削減の取組（全国的な取組）

- ✓ 平成28年10月10日に、食品ロス削減を目的とした自治体間ネットワークである、「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」が福井県を事務局として設立。
- ✓ 平成29年10月30日,31日に、第1回食品ロス削減全国大会～広げよう30・10inまつもと～を長野県松本市において開催。

①全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の設立

「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する自治体が参加する協議会

※ 年末年始の忘年会・新年会シーズンにかけて、外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンの展開などの活動を実施。
(47都道府県、316市区町村が参画(H30.9現在)、福井県が事務局)



②第1回食品ロス削減全国大会～広げよう30・10inまつもと～の開催

主 催 松本市
全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会
共 催 環境省、農林水産省、消費者庁
参加者数 約800名（約100自治体が参加）

(次回大会は、平成30年10月30日に京都市で開催予定)



○地方公共団体の食品ロス削減の取組（普及啓発などの事例）

- ✓ 地方公共団体では、廃棄物量の削減の一環として、食品ロスの削減に取り組んでいる。
- ✓ 環境省では、地方公共団体等の普及啓発活動を後押しするため、普及啓発資材を作成。

①食品ロスダイアリー（神戸市など）

- 神戸市では、食品ロスの実態把握（廃棄される食品の種類や重量、理由、保存方法等）を目的とした詳細な調査（302世帯から回答）を実施。
- 調査の結果、その日に発生した食品ロスの量等について日記形式で記録するだけで、家庭からの食品ロス量の削減効果があることが明らかになった。



その日に発生した食品ロスについて、

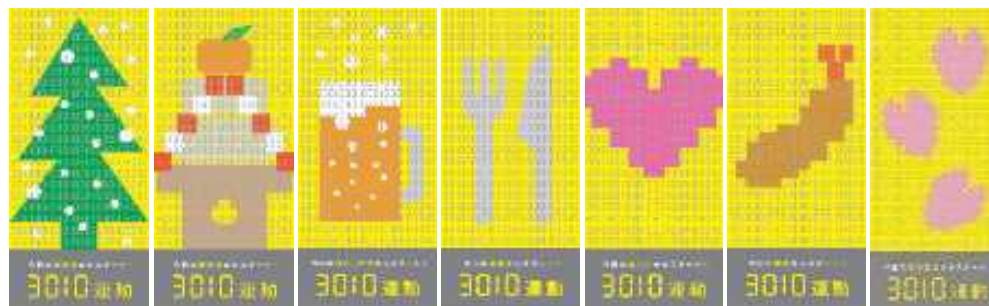
- ・品目及び量
- ・捨てた理由
- ・どうすれば捨てずにすんだか

等について記載し、食品ロスの発生状況及びその回避のための方策について認識してもらおう



実証実験では、ダイアリーを付けるだけで食品ロスの削減効果が確認された。

②地方公共団体等の普及啓発への支援（3010運動POP）



○学校給食から発生する食品ロス等の状況に関する調査結果

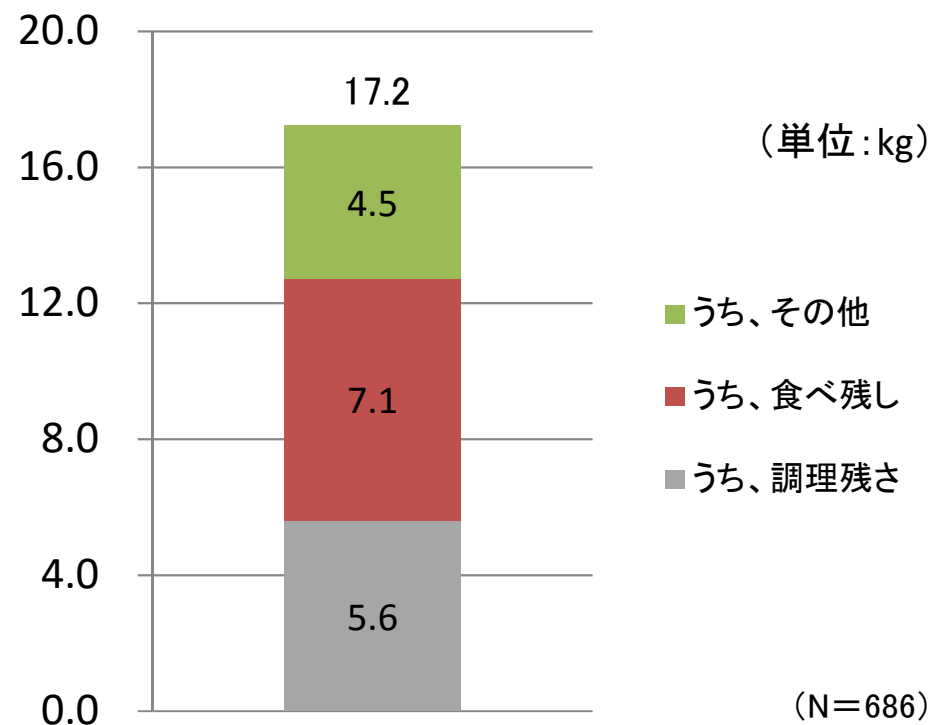
- ✓ 環境省では、文部科学省の協力を得て、全国の市区町村教育委員会に対し、学校給食から発生する食品ロス等の状況に関するアンケート調査を実施。
- ✓ 小・中学校における学校給食からの食品廃棄物の年間発生量は、平成25年度で児童・生徒 1 人当たり約 17.2kgであった。
- ✓ また、残食率を約 3 割の市区町村で把握しており、その平均値は約6.9%であった。



欠席

「残食率」は、出席した人数分の学校給食の提供量に対する、食べられずに残された給食の量の割合。

$$\text{残食率}(\%) = \frac{\{\text{残食量} - (\text{提供量} \times \text{欠席率})\}}{\{\text{提供量} - (\text{提供量} \times \text{欠席率})\}}$$



児童・生徒 1 人当たりの年間の食品廃棄物発生量
(平成25年度推計)

○地方公共団体の食品ロス削減の取組（学校給食に関する取組）

- ✓ 平成26年10月の「今後の食品リサイクル制度のあり方について」では、学校給食用調理施設について、食品ロス削減等の取組を実施するとともに、再生利用の取組を推進することが必要であるとの提言がなされた。
- ✓ 学校給食からの食品ロスの削減・リサイクルのモデル的な取組を行う市町村を支援するため、環境省では、「学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の3R促進モデル事業」を実施。

①モデル事業の実施（平成27年度～）

千葉県木更津市のモデル事業の成果（平成28年度）

- 木更津市では、平成28年10月に小学校（小学4年～6年）、中学校（全学級）にそれぞれ環境教育の特別授業を実施し、平成29年1月に小学校向けに農場体験授業を実施。その前後に、給食の食べ残し量を調査。
- 対象学年全体で、事前調査に比べて約46%食べ残し量が減った。
- 児童・生徒の行動、意識の調査を行ったところ、「嫌いな食べ物が入っていたから」という理由で給食を残す児童生徒は、小学校の事後調査では0名となった。



もったいない鬼ごっこ

子どもたちが「食材」になりきって「フードロス鬼」から逃げる鬼ごっこ。生産・加工・流通・消費の各現場を巡りながら「ここではどんなフードロスが生まれるか？」のレクチャーを行う。まだ食べられるにも関わらず処分されてしまう食材に対し、もったいないという認識を持ち、どのようにしたら「もったいない」を減らせるのか、子どもたち自身に考えを促す授業。



農業体験授業

給食に地元野菜を納品している生産者の立場として、農業の楽しさ、やりがい、大変さ等を子どもたちへ伝え、食べるものをつくる大切さを知ることから食べ残し削減につなげる。

②事例集の作成

モデル事業の結果を横展開することを念頭にマニュアルを作成。



事業実施までの流れや、必要なコスト、自治体内での役割分担について分かりやすく解説

3. 再生利用

(1) 再生利用等の現状

○食品廃棄物等の再生利用について

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令

第一条 **食品関連事業者は、（中略）食品循環資源の再生利用等を計画的かつ効率的に実施するものとする。**

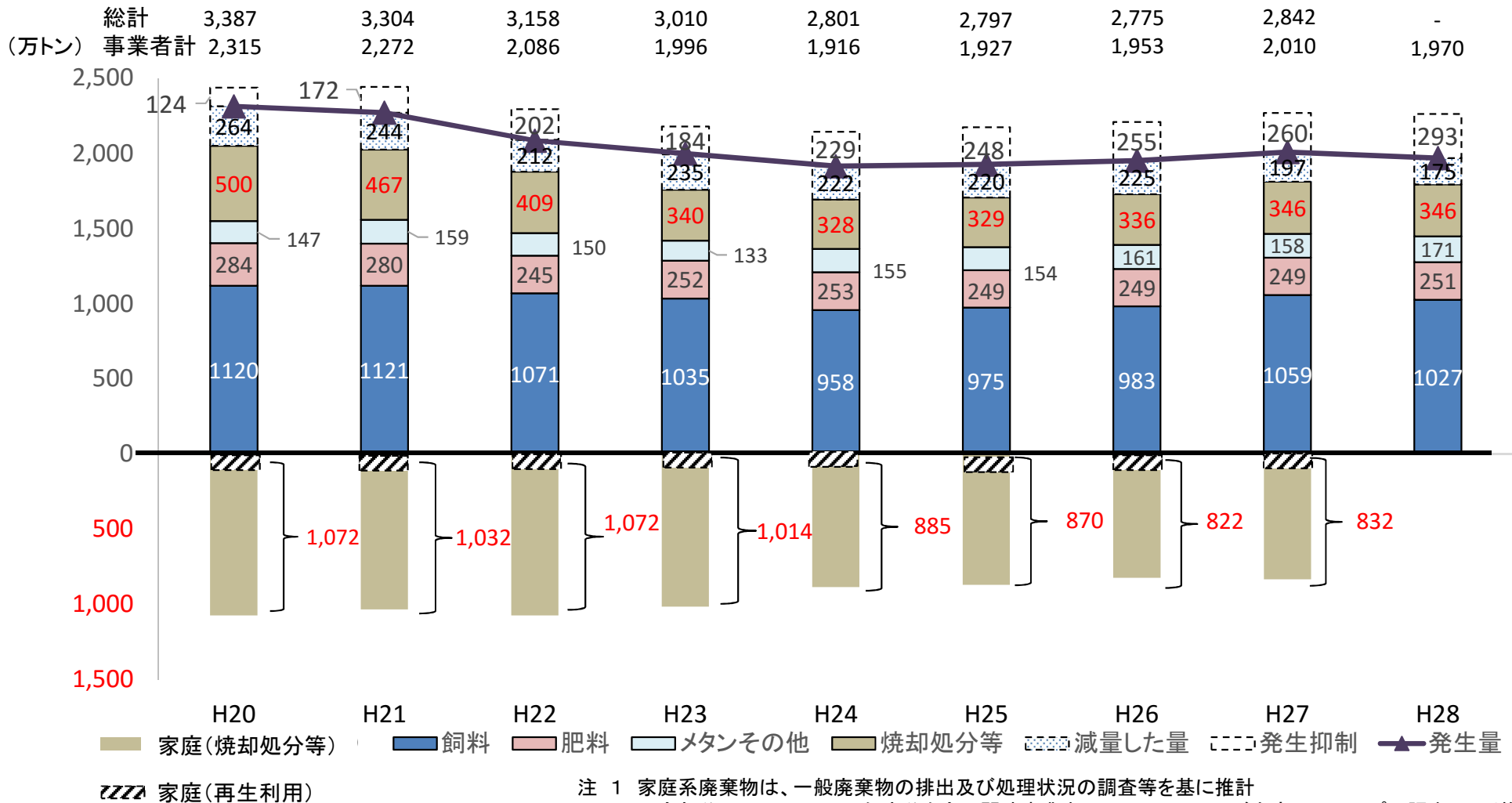
2 食品関連事業者は、次に定めるところにより、食品循環資源の再生利用等を実施するものとする。この場合において、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときは、この限りでない。

- 一 **食品廃棄物等の発生を可能な限り抑制**すること。
- 二 食品循環資源の全部又は一部のうち、再生利用を実施することができるものについては、特定肥飼料等の需給状況を勘案して、可能な限り再生利用を実施すること。この場合において、**飼料の原材料として利用することができるものについては可能な限り飼料の原材料として利用し、飼料の原材料として利用することができないものであって肥料の原材料として利用することができるものについては可能な限り肥料の原材料として利用**すること。
- 三 食品循環資源の全部又は一部のうち、**前号の規定による再生利用を実施することができないものであって、熱回収を実施することができるものについては、可能な限り熱回収を実施**すること。
- 四 食品廃棄物等の全部又は一部のうち、**前二号の規定による再生利用及び熱回収を実施することができないものについては、減量を実施**することにより、事業場外への排出を可能な限り抑制すること。



○食品廃棄物等の再生利用手法別の推移

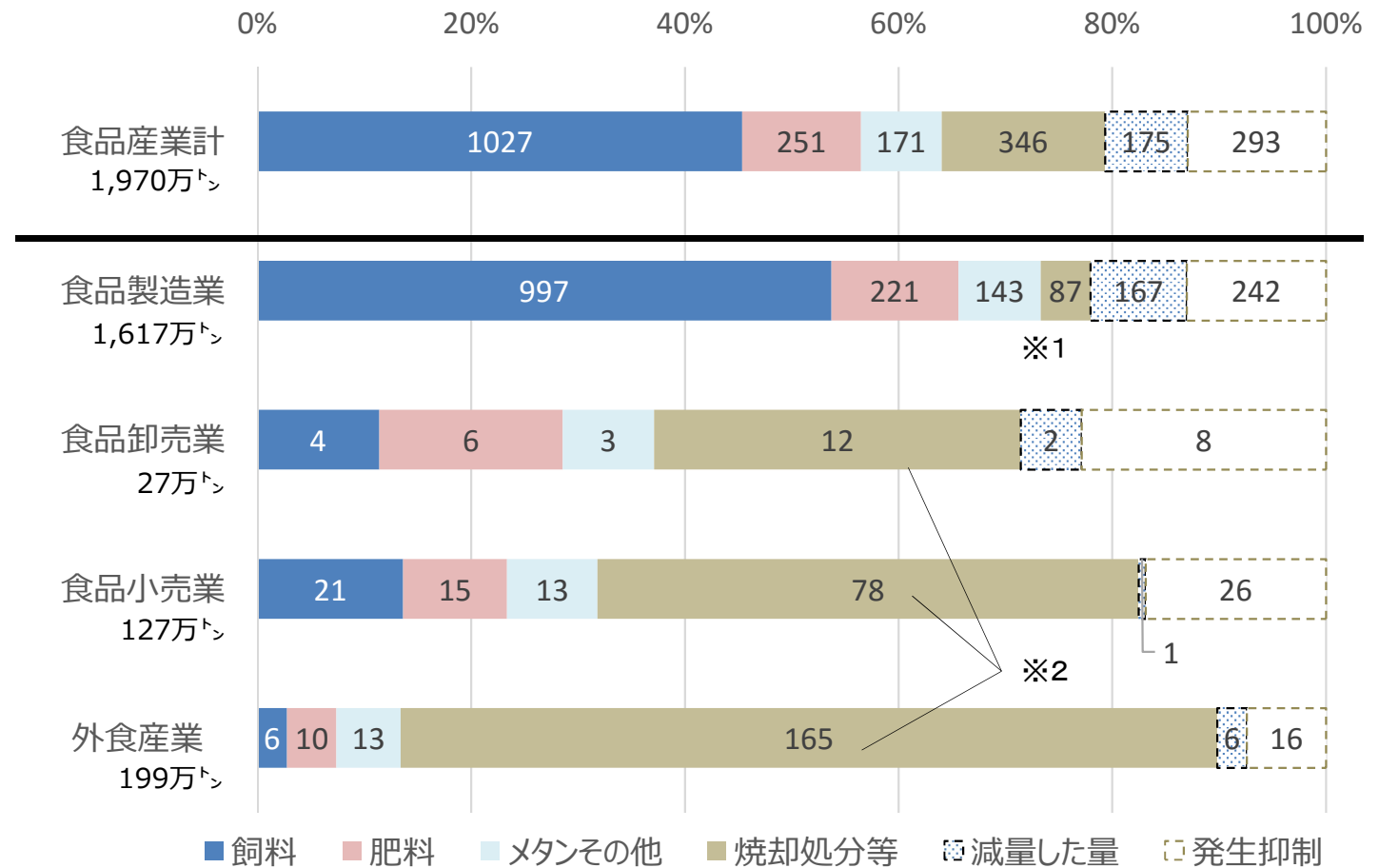
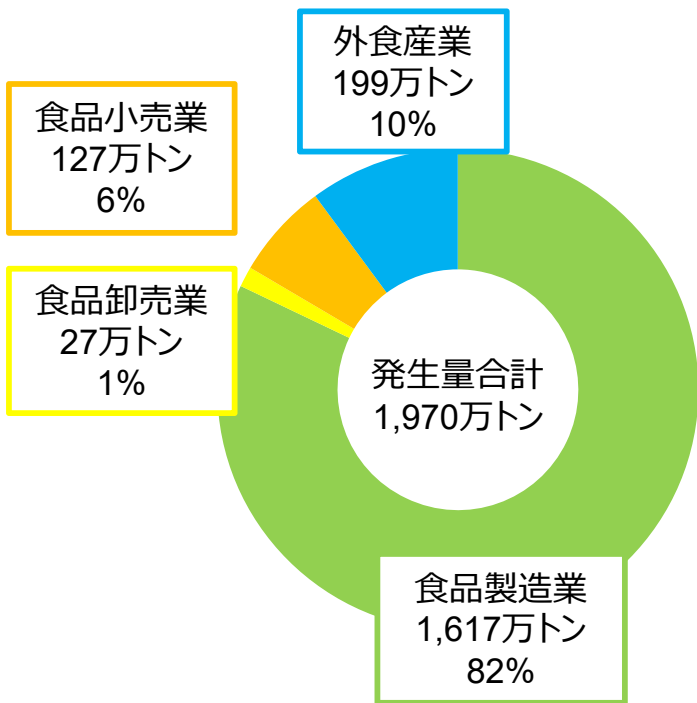
- ✓ 平成27年度の推計では、食品関連事業者及び家庭から排出された廃棄物は2,842万トン。
- ✓ 食品関連事業者からは2,010万トンが排出され、そのうち発生抑制を含めた約8割が再生利用等。焼却処分等は全体の15%程度。焼却処分等は減少し、発生抑制が進んできている状況。
- ✓ 再生利用の内訳自体は大きな変化は見られない。
- ✓ 家庭からは832万トン発生し、そのほとんどが焼却処分等。



注 1 家庭系廃棄物は、一般廃棄物の排出及び処理状況の調査等を基に推計
 2 可食部分については、H25年度分を食品関連事業者へのアンケート及び家庭へのサンプル調査により推計。

○排出主体別の発生及び処理状況

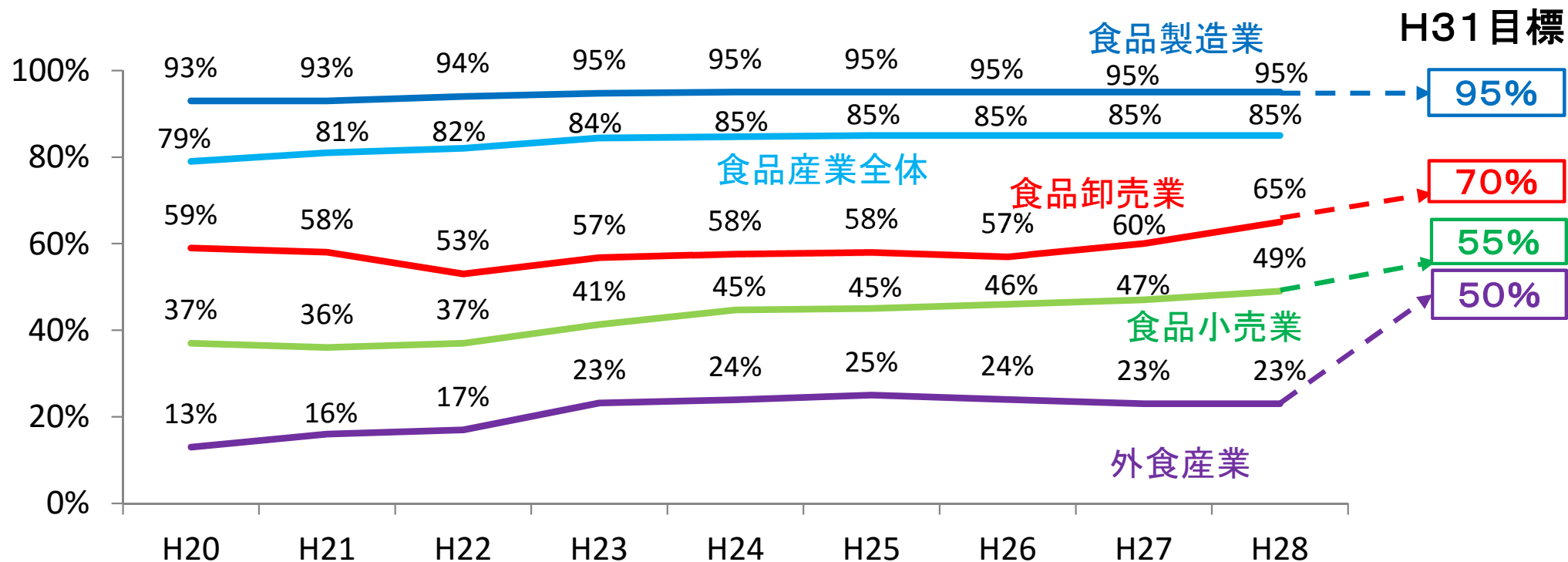
- ✓ 食品廃棄物等の発生量の8割以上を占めている食品製造業（川上）では、食品循環資源の性質や量が均一のため、飼料への再生利用が多い。
- ✓ 一方、食品小売業・外食産業（川下）では、発生量自体は相対的に小さいものの、焼却処分等が多い。



※1 醤油製造工程等で発生する塩分濃度の高い副産物等
 ※2 加工工程で発生する余剰在庫、分別できないもの、食べ残し等

○再生利用等実施率の現状

- ✓ 食品廃棄物等は、食品流通の川下に至るほど分別が難しくなることから、川上となる食品製造業における再生利用等実施率は高いものの、食品卸売業、食品小売業、外食産業の順に実施率は低下している。



再生利用等実施率 = (発生抑制量 + 再生利用量 + 熱回収量 × 0.95(※) + 減少量) ÷ (発生抑制量 + 発生量)
 (※) 食品廃棄物残さ(灰分)を除いたものに相当する率

基準実施率 (個別企業の目標値) の算出式

基準実施率 = 前年度の基準実施率 + 前年度基準実施率に応じた増加ポイント
 (注) 20%未満は20%として基準実施率を計算

前年度の基準実施率区分	増加ポイント
20%以上50%未満	2%
50%以上80%未満	1%
80%以上	維持向上

○食品廃棄物の種類と再生利用の手法

- ✓ 食品製造業から排出される廃棄物は、均質で量が安定していることから、分別も容易で、栄養価を最も有効に活用できる飼料へのリサイクルが適している。
- ✓ 外食産業から排出される廃棄物のうち、食べ残し等は家畜に対して有害なものが混入する可能性があるため、飼料へのリサイクルに不向きなものが多く、比較的分別が粗くても対応可能なメタン化が有効。

業種	食品廃棄物の種類	分別のレベル	リサイクル手法
食品製造	●大豆粕・米ぬか	↑ 容易	飼料化
	●パン・菓子屑		
	●おから等		
	●製造残さ（工場）		
	●返品・過剰生産分		
食品卸・小売	●調理残さ（店舗）	↓ 困難	肥料化（堆肥化）
	●売れ残り（加工食品）		
	● 〃 （弁当等）		
外食	●調理屑（店舗）	↓ 困難	メタン化
	●食べ残し（店舗）		
家庭	●調理屑	↓ 困難	メタン化
	●食べ残し		

※ 食品廃棄物の種類によっては、リサイクルに不向きなものもある

	メリット	デメリット
飼料化	畜産農家におけるエコフィードの利用拡大により、需要は堅調	異物除去や食品残さの品質管理・成分分析等が必要
肥料化	初期投資が少なく技術的なハードルが低いことから新規参加が容易	最終製品価格が安く、 <u>需要も必ずしも多くない</u> ため利益を上げにくい
メタン化	他のリサイクル手法に比べて、比較的分別が粗くても対応が可能	設備導入が高コスト <u>副産物利用の方法に検討が必要で、処理する場合にはコストが必要</u>

※エコフィードとは、食品廃棄物等及び農場残さを利用して製造された家畜用飼料の総称。

○外食産業における食品リサイクル促進に向けた取組

✓ 外食産業における食品廃棄物等の再生利用の促進に向けたマニュアルを策定。

外食事業者の食品リサイクル取組事例

■ 食べ残しへの対応

株式会社アレフの取組

- ・残さずに食べた子供達を表彰する等食べきりを促すプロモーションを展開。



■ 減量

株式会社ハチバンの取組

- ・徹底した水切りを行い、食品廃棄物の減量を実施。



■ 分別の負担が少ないメタン化

株式会社ハチバンの取組

- ・セントラルキッチンのごみは分別の負担が少ないメタン化。
- ・分別可能な工場のごみは、堆肥化 等。



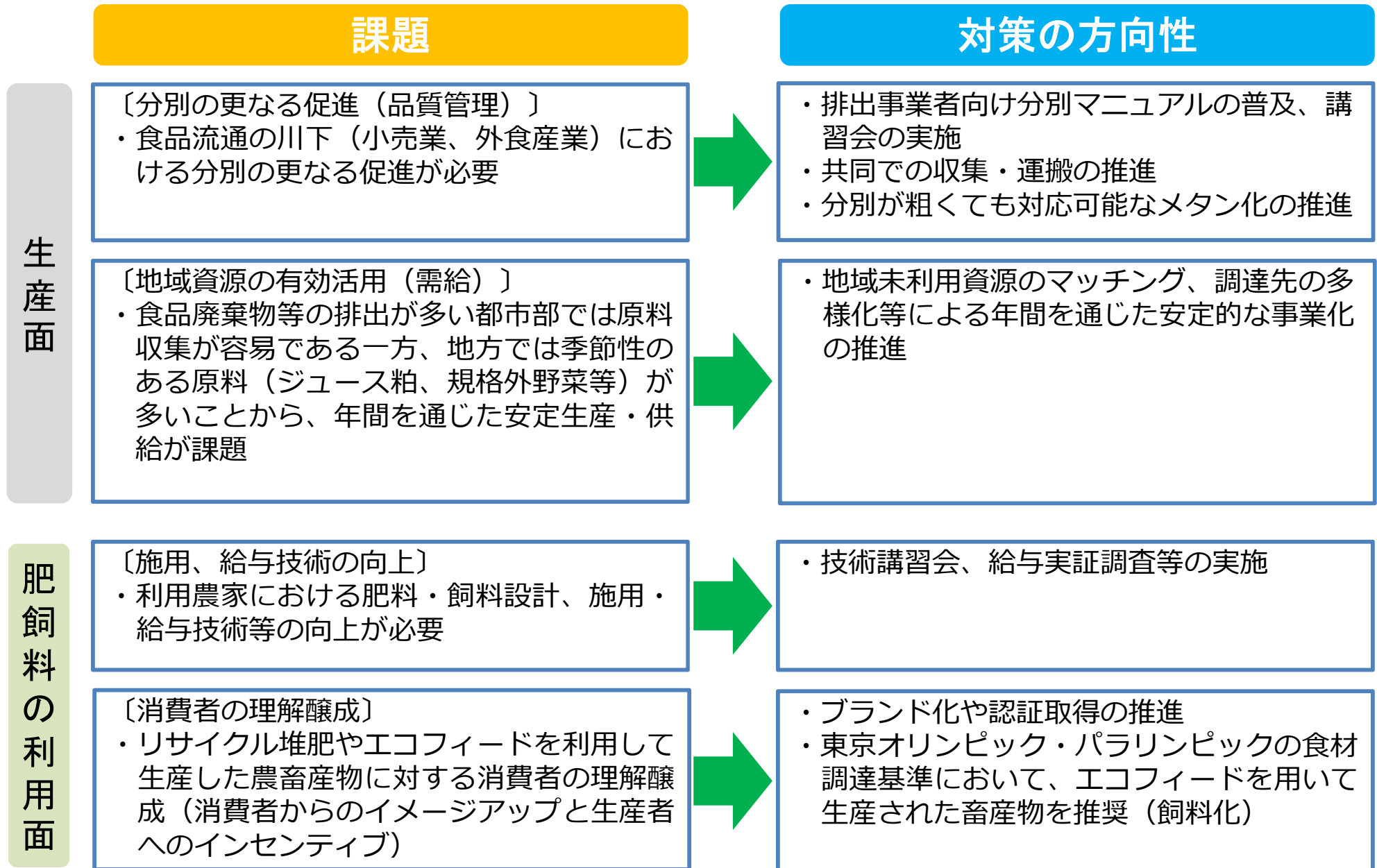
■ 効率的な収集運搬

神戸市と神戸市環境共栄事業協同組合の取組

- ・一般廃棄物の積み替え保管施設の共同利用。
- ・効率的な収集運搬により費用を抑制。



○再生利用の課題と対策の方向性



※エコフィードとは、食品廃棄物等及び農場残さを利用して製造された家畜用飼料の総称。

○その他の再生利用手法の状況

- ✓ 食品リサイクル法で認められている再生利用手法として、炭化、エタノールがあるが、その量は未だ少量にとどまっている。
- ✓ その他の有効利用の方法として、セメント、きのこ菌床等、ゴミ固形燃料（RDF）等としての利用が挙げられる。このうち、特にきのこ菌床については、実施量が増加傾向にあり、新たなリサイクル手法として期待される。

■ その他の有効利用（主なもの）の状況（平成20年度との比較）

特定肥飼料等以外のリサイクル製品	H20		H28		主な排出元業種
	件数	実施量(t)	件数	実施量(t)	
セメント・コンクリート・スラグ	57	54,621	89	20,131	
きのこ菌床	43	37,622	62	64,603	精穀・製粉業等
医薬品・栄養補助剤	5	27,328	2	27,966	
暗渠疎水剤	16	22,479	10	12,731	水産食料品製造業等
かき養殖用資材	10	22,215	8	5,702	水産食料品製造業等

(参考) 都道府県別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量

(単位:t)

都道府県名	業種区分	食品廃棄物等の年間発生量	再生利用の実施量						
			計	肥料	飼料	メタン	油脂及び油脂製品	炭化して製造される燃料及び還元剤	エタノール
北海道	食品産業計	1,650,863	868,903	87,060	752,986	8,633	15,795	4,413	16
	食品製造業	1,595,200	843,877	73,427	746,977	8,182	11,884	3,403	5
	食品卸売業	4,294	2,515	2,302	211	2	0	0	0
	食品小売業	35,704	18,221	9,570	4,912	337	2,393	1,009	0
	外食産業	15,664	4,290	1,761	887	112	1,518	1	11
青森県	食品産業計	167,277	169,396	19,144	136,346	0	13,692	214	0
	食品製造業	156,334	162,853	16,376	134,770	0	11,493	214	0
	食品卸売業	652	1,136	384	752	0	0	0	0
	食品小売業	8,581	4,681	2,268	731	0	1,682	0	0
	外食産業	1,710	726	116	93	0	517	0	0
岩手県	食品産業計	145,856	120,877	12,688	97,492	6,057	4,479	162	0
	食品製造業	134,158	117,561	11,273	96,002	5,833	4,293	161	0
	食品卸売業	351	357	0	194	163	0	0	0
	食品小売業	8,835	2,693	1,257	1,272	58	106	0	0
	外食産業	2,513	266	158	24	3	80	1	0

※ 食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告における「都道府県別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量」を集計したものの。

※ 食品廃棄物等の年間発生量と再生利用の実施量の関係で、青森県のように、他県からの受入をしているケースもあるため、発生量より再生利用量が多くなるケースもあり得る。

(参考) 業種別の基準発生原単位及び再生利用等実施率目標値を達成した事業者一覧

年度	平成28年度実績
業種	畜産食料品製造業 牛乳・乳製品製造業

基準発生原単位
再生利用等実施率目標値

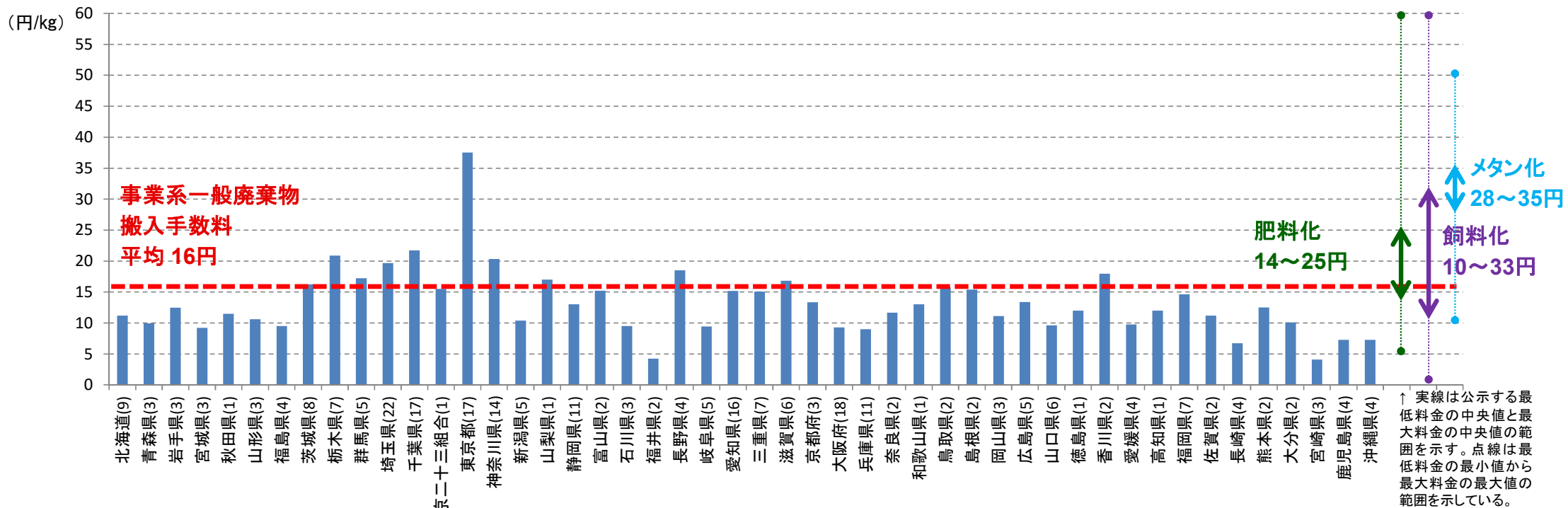
108kg/百万円
95%

No.	事業者名	発生原単位			再生利用等 実施率(%)	食品循環資源の再生利用等の促進のために実施した取組
		密接な関係をもつ値の名称	発生原単位	単位		
1	沖縄森永乳業株式会社	売上高	4.90099	kg/百万円	99.7	
2	四国明治株式会社	売上高	6.44311	kg/百万円	100.0	
3	よつ葉乳業株式会社	売上高	7.29019	kg/百万円	100.0	
4	浦幌乳業株式会社	売上高	8.19067	kg/百万円	100.0	
5	森乳業株式会社	売上高	11.19678	kg/百万円	100.0	
6	北海道保証牛乳株式会社	売上高	12.92502	kg/百万円	100.0	
7	三重グリコ株式会社	売上高	15.00911	kg/百万円	100.0	年1回 再生利用委託先の視察を実施
8	茨城グリコ株式会社	売上高	17.22024	kg/百万円	100.0	ISO14001に関する社員定期教育(廃棄物分別に関する内容を含む)、再生利用委託先の視察及び新規利用について検討
9	小岩井乳業株式会社	売上高	22.60721	kg/百万円	98.2	
10	みちのくミルク株式会社	売上高	27.04689	kg/百万円	96.6	環境教育。(産廃の一般知識及び分別等)
11	熊本乳業株式会社	売上高	27.57608	kg/百万円	100.0	
12	千葉明治牛乳株式会社	売上高	30.60380	kg/百万円	99.9	月一回環境推進会議で食品リサイクル法について勉強、削減の必要性の教育実施 年一回再生利用の委託先の視察を実施
13	林一三株式会社	売上高	31.18014	kg/百万円	100.0	
14	日清ヨーク株式会社	売上高	34.72802	kg/百万円	100.0	
15	東洋乳業株式会社	売上高	35.01797	kg/百万円	100.0	
16	株式会社 ミルクの郷	売上高	40.04900	kg/百万円	100.0	
17	筑波乳業株式会社	売上高	41.71510	kg/百万円	96.1	・食品排出物の区分管理の徹底を図り、一廃物から循環資源に転用できる様、努めた。 ・弊社社員による、廃棄物運搬業者及び処分業者の年間1回の現場監査(マニフェスト、施設場等)

○地方自治体の処理料金と事業系一般廃棄物の民間リサイクルの状況

- ✓ 人口9万～10万以上の市について、事業系一般廃棄物搬入手数料の平均は1kgあたり16円。
- ✓ 都道府県別では、東京都（23区清掃一部事務組合を除く）が38円と突出して高く、千葉県（22円）、栃木県（21円）等が平均を上回る一方で、福井県、宮崎県は特に安く、5円を下回っている。
- ✓ 登録再生利用事業者の公示料金は、料金の幅が大きいですが、最低料金と最大料金の中央値の範囲は、事業系一般廃棄物搬入手数料よりも高い傾向にある。
- ✓ 食品リサイクル法の基本方針を受け、市町村等宛に、環境保全を前提としつつ、食品循環資源の再生利用等が地域の実情に応じて促進されるよう、必要な措置を講ずることについて通知。

自治体の事業系一般廃棄物搬入手数料の設定状況(都道府県別)と再生利用手法別の公示料金



(資料) 日経ビジネス株式会社「事業系一般廃棄物搬入手数料に関する動向結果」(『月間廃棄物』2016年9月号～11月号、2017年4月号～8月号)、環境省による登録再生利用事業者アンケート調査(2017年)をもとに作成

(注) 事業系一般廃棄物搬入手数料は、対象となった281市のうち、44市は「50kgまで〇円、50kg以降は10kgあたり〇円」等の料金設定であり、1kgあたりの金額の記載がなかったため、搬入量を100kgと仮定して1kgあたり金額を計算してデータを追加した。また、13市はごみ袋1枚あたりの料金設定であり重量換算ができないため対象外とした。北海道、東北、北関東、甲信越、中国・四国は10万人以上の市、南関東、近畿、中部・東海、九州は9万人以上の市を対象にしており人口カバー率は68%。

○地方公共団体の廃棄物行政における食品リサイクルの促進

- ✓ 食品リサイクル法の現行の基本方針において、食品循環資源の再生利用等の促進の観点も踏まえた一般廃棄物の処理料金を定めることが望ましい旨記載。
- ✓ 市町村等の廃棄物行政において考慮されるよう、廃棄物部局向け通知の発出、一般廃棄物処理計画（ごみ処理基本計画）策定指針（通知）の改定などを含め、発信を強化。

食品リサイクル法基本方針（H27.7）

- ・市町村における一般廃棄物の処理料金については、環境保全を前提としつつ地域の実情に応じて市町村が決定しているところであるが、その際には、食品循環資源の再生利用等の促進の観点も踏まえることが望ましい。

廃棄物処理法の新たな基本方針（H28.1）

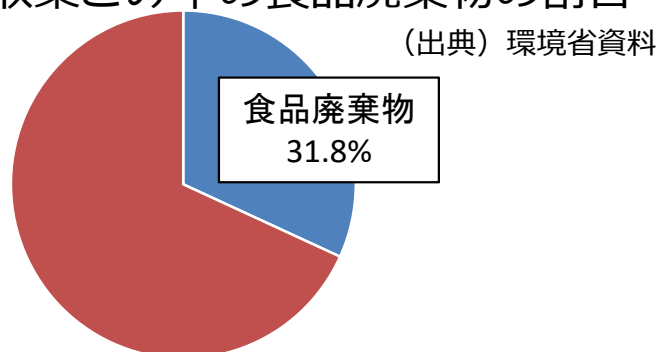
→ 都道府県・市町村廃棄物部局向け通知を発出（H28.5）

- ・市町村は、環境保全を前提としつつ、食品循環資源の再生利用等を地域の実情に応じて促進するため、民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用等の実施等について、市町村が定める一般廃棄物処理計画において適切に位置付けるよう努めるものとする
- ・一般廃棄物である事業系食品廃棄物に関し、**排出事業者が自ら積極的に再生利用を実施しようとする場合に、（中略）、民間事業者の活用も考慮した上で、適切な選択肢を設けることが必要である**
- ・**食品廃棄物の再生利用に係る施設**については、（中略）**必要な処理能力を確保**できるよう、他の市町村や民間の廃棄物処理業者とも連携して処理能力の向上に取り組む

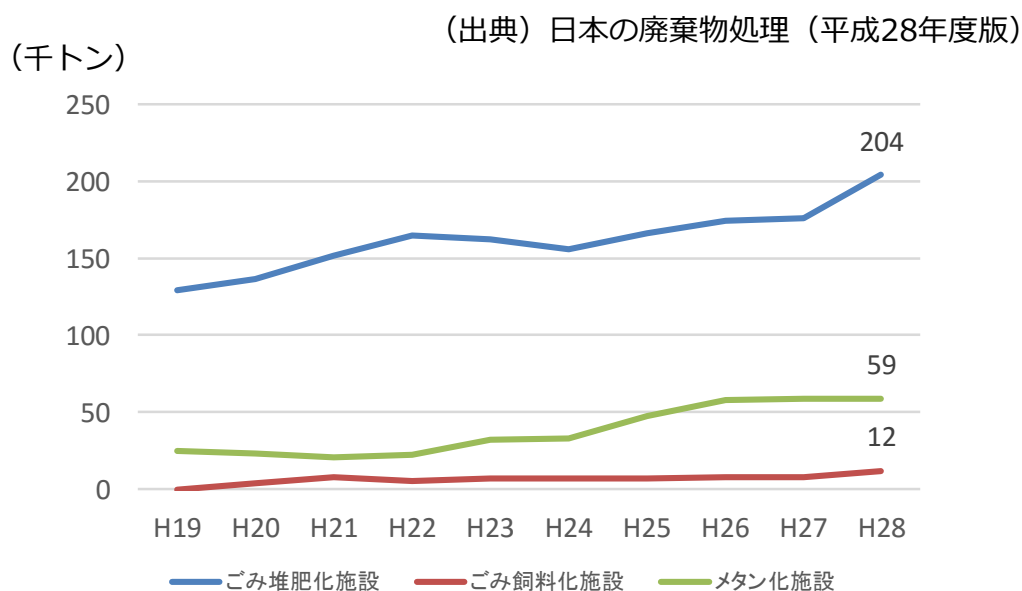
○市町村における家庭系食品廃棄物のリサイクルの状況

- ✓ 食品廃棄物は、家庭から排出されるごみの約 1 / 3 を占めている。
- ✓ 事業系食品廃棄物と比べてリサイクルは進んでいないものの、地域資源としてのバイオマスの利活用を目的とした、メタン発酵施設の整備を進めるなどの取組も進められている。

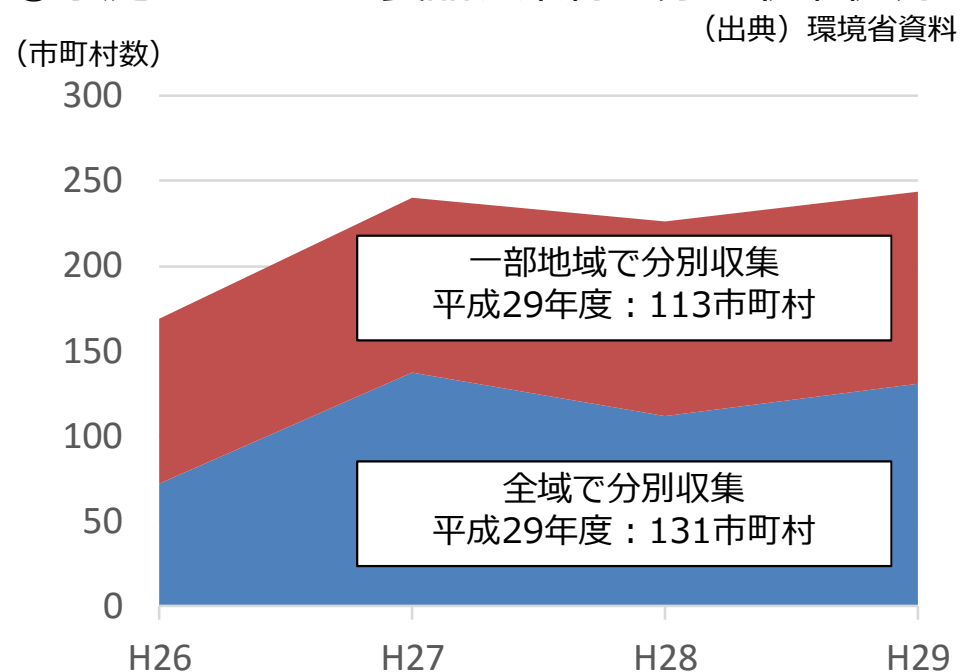
①家庭系収集ごみ中の食品廃棄物の割合



②自治体による一般廃棄物の中間処理量の推移



③家庭ごみからの食品廃棄物の分別収集状況

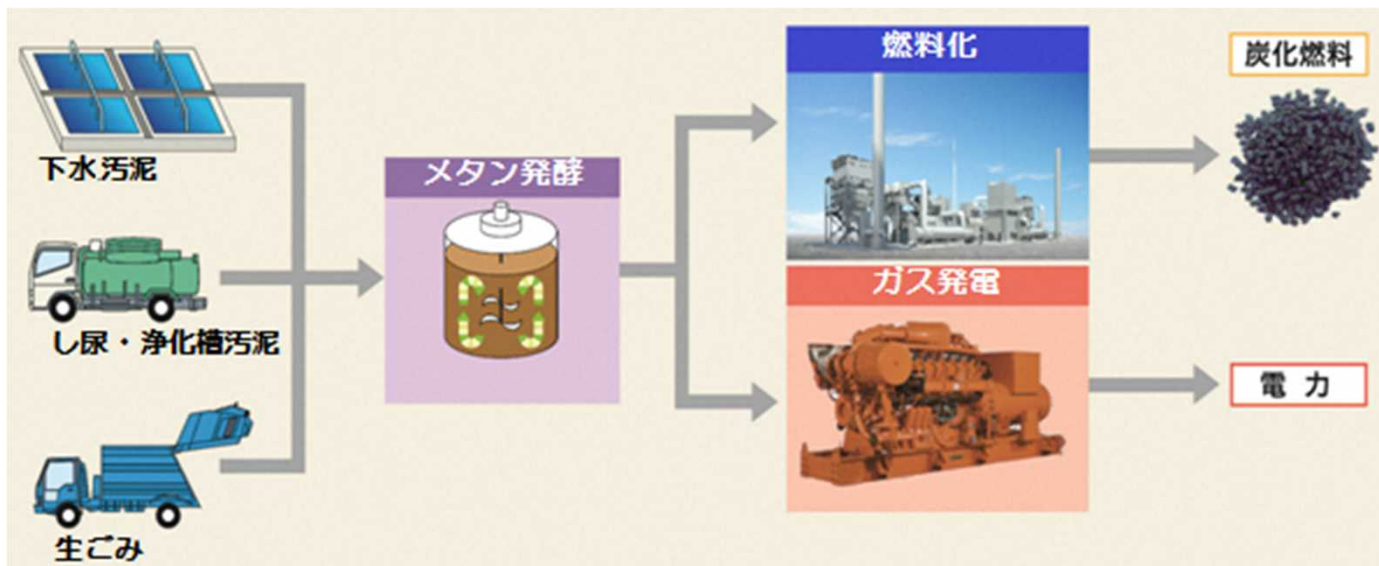


④生ごみ処理機・コンポストに対する導入促進・助成制度を設けている市区町村数 (出典) 環境省資料

	H26	H27	H28	H29
市区町村数	868	889	954	951

○市町村における家庭系食品廃棄物のリサイクルの事例（豊橋市）

- ✓ 豊橋市では、家庭からの生ごみを分別収集し、下水汚泥やし尿・浄化槽汚泥とともに、豊橋市バイオマス利活用センター（平成29年10月稼働開始）にてメタン発酵および炭化が行われている。



対象地域	愛知県豊橋市
事業主体・実施体制	株式会社豊橋バイオウィル（特別目的会社）／ 豊橋市上下水道局・環境部 〔SPC構成企業〕 JFEエンジニアリング(株)、鹿島建設(株)、鹿島環境エンジニアリング(株)、(株)オーテック
循環資源	下水汚泥、し尿・浄化槽汚泥、生ごみ
リサイクル技術	メタン発酵、バイオガス発電、炭化
期待される定量的な効果	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出削減量：14,206t-CO₂/年 ・ガス発電量：680万kWh/年（一般家庭換算 約1,890世帯分） ・汚泥、生ごみ等の処理費用：20年間で約120億円（施設計画時試算）

(2) 再生利用等の促進のための制度

○登録再生利用事業者制度

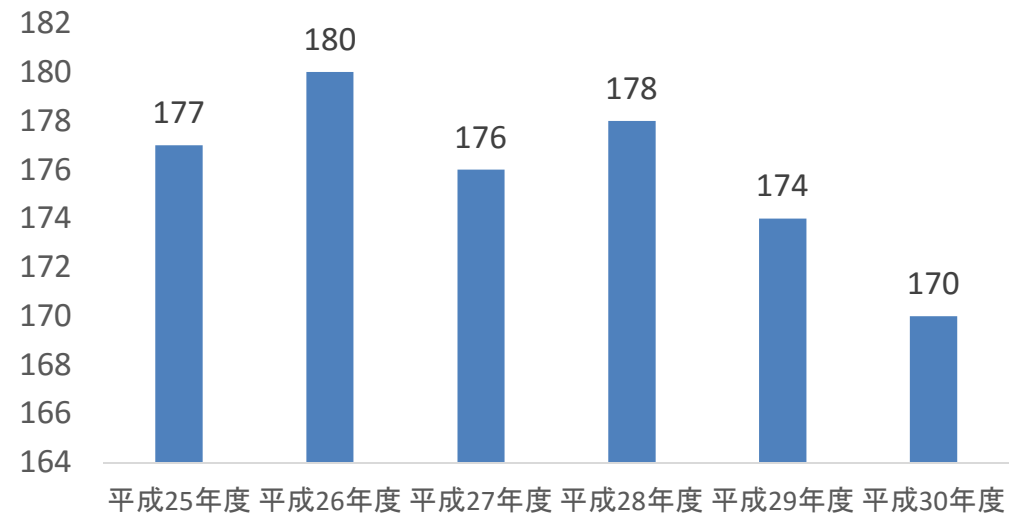
- ✓ 食品リサイクル法においては、一定の要件を満たしたリサイクル事業者からの申請に基づき、国が登録を行い、廃掃法等の特例（荷卸しに係る一般廃棄物の運搬業の許可不要、一般廃棄物処分手数料の上限規制の撤廃等）等を講ずることにより再生利用を円滑に実施。
- ✓ 制度創設以来、再生利用の促進等に一定程度の役割を果たしてきたものと考えられるものの、近年は、登録再生利用事業者の数は横ばい傾向。
- ✓ 公衆衛生の保全の観点から、登録再生利用事業者に対する指導を実施。

■ 登録再生利用事業者の事業の種別（平成30年9月末現在）

再生利用事業の種別	件数
肥料化事業	107
飼料化事業	54
油脂・油脂製品化事業	25
メタン化事業	9
炭化事業	2

※ 再生利用事業別に集計しているため、実際の登録数とは合致しない。

■ 登録再生利用事業者数の推移



■ 登録再生利用事業者に対する指導状況（過去5年度）

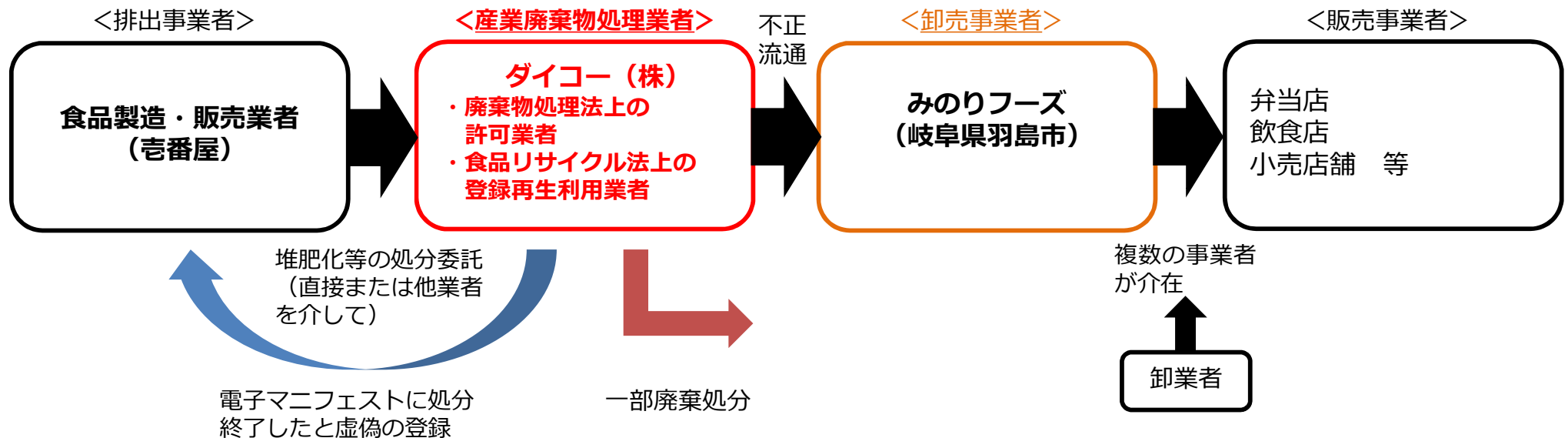
	H25	H26	H27	H28	H29
食品リサイクル法第24条第2項に基づく報告徴収	0	0	1	0	0
同条同項に基づく立入検査	0	0	183	3	21
食品リサイクル法第17条に基づく登録再生利用事業者の登録の取消し	1	0	1	0	0

※ H27年度の立入検査は、不正転売事案を受けた一斉立入検査

○食品廃棄物の不正転売事案について

✓ 食品製造業者等から処分委託を受けた食品廃棄物が、愛知県の産業廃棄物処理業者により、食品として売却された事案

- 平成22年頃から過剰保管、平成24-25年頃から発酵施設が未稼働と推測。本社工場の他に無届けの場所に不適正保管
- 平成28年1月 事案発覚。(株)壺番屋から愛知県に対し、排出した産業廃棄物(冷凍ビーフカツ)が処理されず、不正転売されたと報告。
- 平成28年2月~ 愛知県が改善命令及び排出事業者に回収を指導。
- 平成28年6月 愛知県が排出者不明の廃棄物について廃棄物関係団体等の協力を得て撤去開始。
- 平成28年7月・9月 中央環境審議会食品リサイクル専門委員会と食料・農業・農村政策審議会食品リサイクル小委員会との合同会合にて、食品関連事業者を求める食品廃棄物等の不適正な転売防止のための取組についての審議
- 平成28年9月 中央環境審議会から、環境大臣に答申
- 平成28年10月 食料・農業・農村政策審議会から、農林水産大臣に答申
- 平成29年1月まで 廃棄物処理法違反等により有罪判決(ダイコー、みのりフーズの関係者ら3名)、刑が確定。
- 平成29年1月 食品リサイクル法における食品関連事業者が取り組むべき措置の指針(判断基準省令)の改正及び転売防止の取組強化のための食品関連事業者向けガイドラインの策定
- 平成29年2月 愛知県において、回収、撤去完了。



○食品廃棄物の不正転売事案を受けた対応

- ✓ 食品廃棄物の不正転売事案を受け、廃棄物処理業者及び排出事業者に係る対策として、廃棄物処理法の改正や食品リサイクル法の判断基準省令の改正等を実施。

廃棄物処理業者に係る対策

- ① 都道府県等による食品廃棄物の不正転売に係る立入検査マニュアルを策定 (H28.6.21通知)
- ② 廃棄物関係団体に対し、排出事業者による現地確認の積極的受入れとチェックリストの整備を要請 (H28.10に全国産業廃棄物連合会が実地確認チェックリストを策定)
- ③ 優良な食品リサイクル業者育成・評価のため、(一社)全国食品リサイクル連合会(旧全国食品リサイクル登録再生利用事業者事務連絡会)に自主基準の策定や評価制度の構築を要請。
- ④ 許可を取り消された処理業者等に対して、都道府県等が必要な措置を命じることができるよう措置 (廃棄物処理法を改正 (H29.6.16公布))
- ⑤ マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化 (廃棄物処理法を改正 (H29.6.16公布))
(改正前: 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金→改正後: 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)
- ⑥ 電子マニフェストにおいて不適正な登録・報告内容の疑いの検知に資するようシステムを改修

排出事業者に係る対策

- ① 食品リサイクル法における食品関連事業者が取り組むべき措置の指針(判断基準省令)の改正及び転売防止の取組強化のための食品関連事業者向けガイドラインの策定 (H29.1.26)
- ② 排出事業者の責任の徹底 (H29.3.21)、排出事業者向けチェックリスト(処理状況の確認等)の活用 (H29.6.20) について、都道府県等へ通知
- ③ 許可を取り消された処理業者等に対して、排出事業者への通知を義務付け (廃棄物処理法を改正 (H29.6.16公布))

○食品関連事業者向けのガイドライン（概要）

- ✓ 廃棄物処理法の下での地方公共団体の規制権限の及ばない第三者が、廃棄物の排出事業者と処理業者との間の契約に介在して、あっせん、仲介、代理等を行うことによって、排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄化するとともに、適正な処理のための費用が廃棄物処理業者に支払われなくなるといった状況が生じかねず、不法投棄等の不適正処理につながるおそれ。
- ✓ 再生利用の実施状況の把握・管理、処理業者の支払う料金の適正性の確認等の廃棄物処理の根幹的業務は、第三者に任せきりにせず、排出事業者自らが実施する必要。

食品関連事業者が実施すべき具体的取組

1. 食品廃棄物が委託契約どおりに収集・運搬及び再生利用されるよう確認
(廃棄物処理法に基づく許可や、収集運搬・再生利用を行うために必要な処理能力を有するかの確認、実際にリサイクル等が行われていることの現地確認 等)
2. 食品廃棄物の性状又は発生の状況を勘案し、追加的に転売防止措置が必要と認められる場合には、食品廃棄物等が食用と誤認されないよう適切な措置を実施
3. 適正な料金で再生利用を行っている委託先を選定

(不適正な転売のリスクが高い時には以下のような取組を柔軟に選択)

- ✓ 包装の除去や毀損
- ✓ 賞味期限が切れていることが表示されている形での排出
- ✓ 破砕や他の食品廃棄物との混合
- ✓ 印の付与
- ✓ 搬入への立ち会い 等

商品の外装を除去→

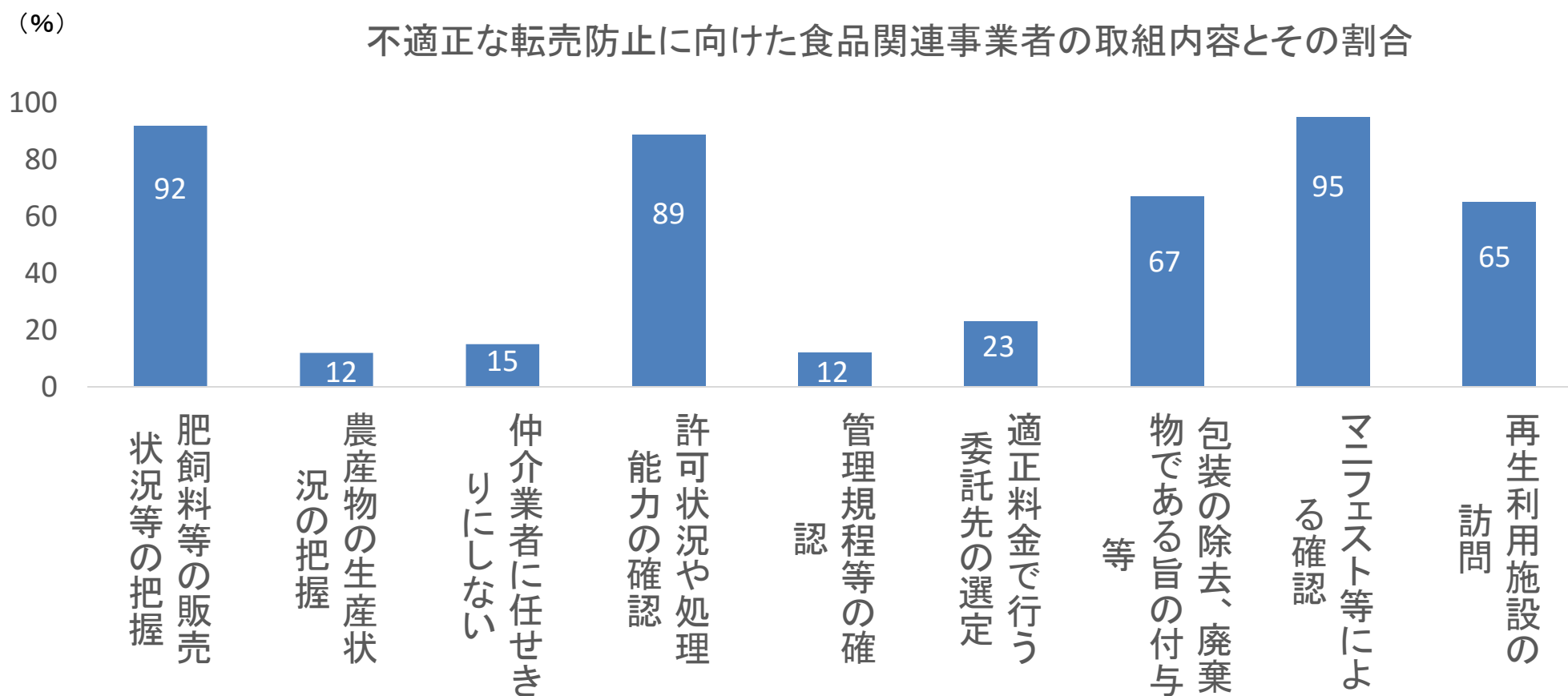


←廃棄物専用
コンテナでの
排出



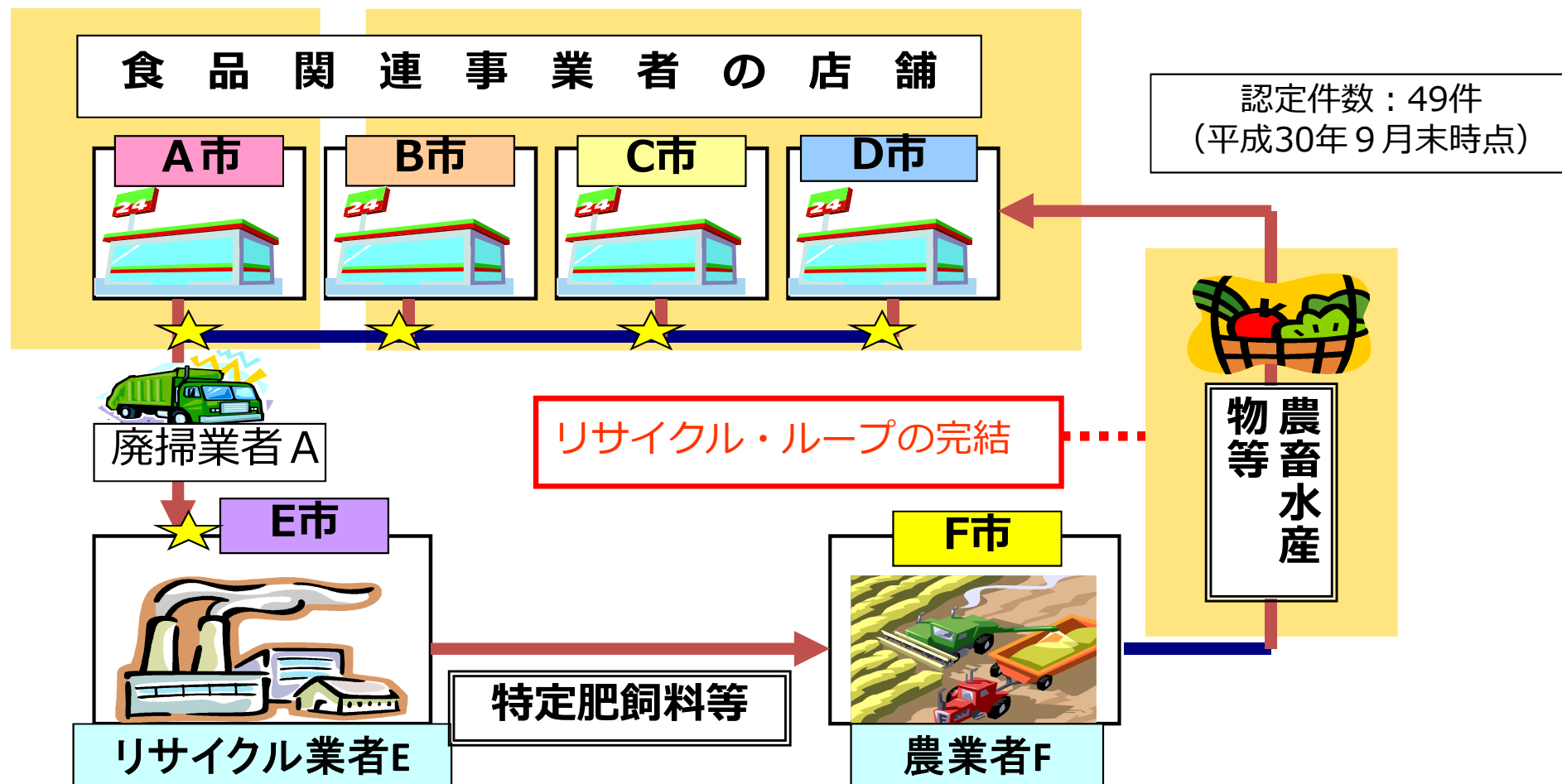
○食品廃棄物の不適正な転売事案を受けた食品関連事業者の対応

- ✓ 平成29年度定期報告提出事業者に対して、ガイドラインに示された取組事例の実施状況について、聞き取り調査を実施。
- ✓ 再生利用された肥飼料等の製造・販売状況の把握や廃棄物処理法に基づく許可や処理能力の確認を行っている事業者は全体の9割
- ✓ 引渡し時や処理終了時における転売防止対策については、包装の除去や毀損、再生利用設備への訪問等で確認している事業者が約7割。



○食品リサイクル・ループの推進（再生利用事業計画認定制度）

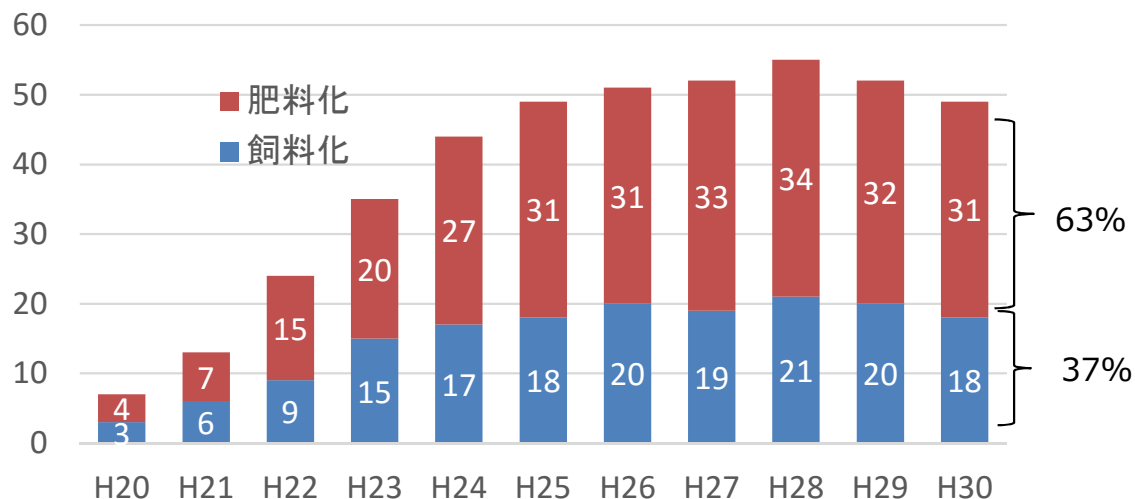
- ✓ 一般廃棄物として扱われる川下の事業者（小売・外食等）については広域での食品循環資源の収集運搬が困難（廃棄物処理法に基づく収集先の市町村ごとの収集運搬に係る許可が必要）。
- ✓ このため、食品リサイクル法では、小売・外食事業者等が排出した資源に由来するリサイクル肥飼料を用いて生産された農畜産物を利用・販売する計画について、主務大臣の認定を受けた場合には、食品循環資源の収集運搬について、一般廃棄物に係る廃棄物処理法上の許可が不要となる制度を創設。



○食品リサイクル・ループの現状

- ✓ 食品リサイクル・ループの認定件数は、平成28年度をピークに減少傾向にある。地域別に見ると、登録再生利用事業者制度と同様、関東、東海地方に多く、地域での取り組みに温度差がある。
- ✓ 認定の状況を見ると、現在では肥料化の件数が全体の6割超である。
- ✓ 排出事業者と再生利用事業者等のマッチングの実施等の対策を行っているものの、今後更なる推進をしていくことが必要。

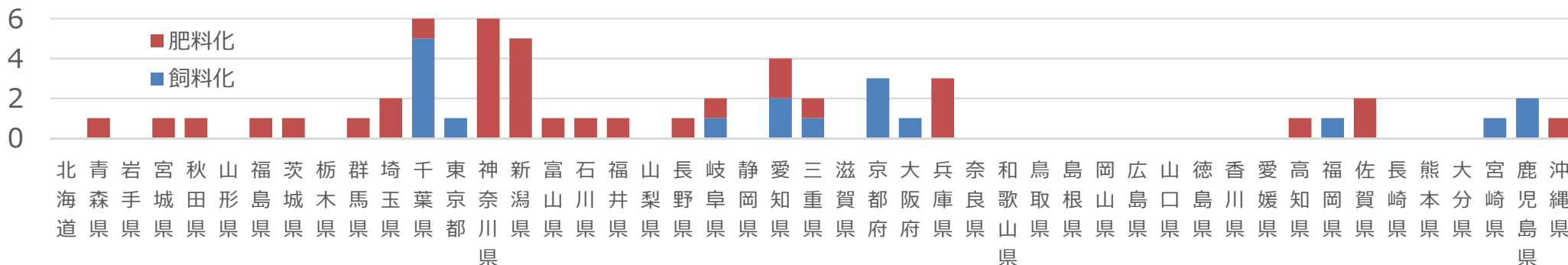
■ リサイクル・ループの認定状況（平成30年9月現在）



■ マッチングセミナーの開催状況

平成27年度	平成28年度	平成29年度
愛知県名古屋市 40名	秋田県秋田市 35名	長崎県長崎市 78名
宮城県仙台市 36名	大阪府大阪市 68名	愛知県豊橋市 32名
埼玉県さいたま市 98名	沖縄県那覇市 50名	千葉県千葉市 57名
山口県宇部市 44名		
合計：218名	合計：153名	合計：167名

■ リサイクル・ループの都道府県別の認定状況



(注) 都道府県別は、リサイクラーの事業場の所在地を示している。このため越境したループは反映されていない。